

平成25年6月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成25年6月19日～20日

場 所 第4委員会室

平成25年 6 月 19 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算(第 1 号)
- 議案第 9 号 宮崎県森林整備加速化・林業再
生基金条例の一部を改正する条
例
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めること
について(平成24年度宮崎県一般
会計補正予算(第 6 号))
- 平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別
紙 3)
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調
査
- その他報告事項
 - ・水源地域保全条例(仮称)の制定について
 - ・平成24年度「大気及び水質の測定結果」等
について(概要)
 - ・建設工事における指名競争入札の試行につ
いて(案)
 - ・乾しいたけ品評会等について
 - ・木材利用ポイント事業について
 - ・県香港事務所の開設について
 - ・建設工事における指名競争入札の試行につ
いて(案)
 - ・畑地かんがい用水の畜産用水への暫定利用に
ついて
 - ・燃油価格高騰の影響と対策について(施設園
芸農業・水産業)
 - ・一般社団法人宮崎県家畜改良事業団西米良種
雄牛センターの完成による県有種雄牛の分散
管理について
 - ・口蹄疫埋却地再生整備の開始について
 - ・「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥イ
ンフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指
針」に基づく農場監視プログラムの適用につ
いて

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	金 丸 政 保
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	楠 原 謙 一
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 野 美 奈 子
み や ざ き の 森 林 づ くり 推 進 室 長	那 須 幸 義
環 境 管 理 課 長	上 山 伸 二
循 環 社 会 推 進 課 長	神 菊 憲 一
自 然 環 境 課 長	佐 藤 浩 一
森 林 経 営 課 長	水 垂 信 一
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	河 野 憲 二
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	石 田 良 行
工 事 検 査 監	西 山 悟

農政水産部

農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	興 梶 正 明

農政水産部次長 (農政担当)	郡 司 行 敏
農政水産部次長 (水産担当)	那 須 司
畜産新生推進局長	中 田 哲 朗
農政企画課長	鈴 木 大 造
ブランド・ 流通対策室長	甲 斐 典 男
地域農業推進課長	向 畑 公 俊
連携推進室長	大久津 浩
営農支援課長	工 藤 明 也
農業改良対策監	後 藤 俊 一
食の消費・ 安全推進室長	和 田 括 伸
農産園芸課長	日 高 正 裕
農村計画課長	宮 下 敦 典
畑かん営農推進室長	原 守 利
農村整備課長	河 野 善 充
水産政策課長	成 原 淳 一
漁業・資源管理室長	日向寺 二郎
漁村振興課長	神 田 美喜夫
漁港整備対策監	木 下 啓 二
畜産振興課長	押 川 晶
家畜防疫対策課長	西 元 俊 文
工事検査監	岩 永 修 一
総合農業試験場長	井 上 裕 一
県立農業大学校長	山 内 年
水産試験場長	山 田 卓 郎
畜産試験場長	岩 崎 充 祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐 藤 亮 子
議事課主任主事	川 崎 一 臣

○山下委員長 ただいまから環境農林常任委員

会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案及び報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付おります環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、特別議案が1件、報告承認事項が2件、報告事項が1件、その他報告事項が5件であります。

まず、1の予算議案といたしまして、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案といたしまして、議案第9号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、基金の設置期間を延長するものであります。

次に、3の報告承認事項といたしまして、森林環境税基金積立金の補正などにつきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

4の報告事項は、平成24年度繰越明許費につきまして御報告するものであります。

5のその他報告事項は、水源地域保全条例——仮称でございますが——の制定についてなど、5項目御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正につきましては、一般会計で表の中ほど、補正額、Bの列の小計の欄にございますように、39億3,771万3,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、補正後の額、Cの列の小計にございますとおり、303億5,707万7,000円となります。この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり、308億8,293万9,000円となります。

私からの説明は以上であります。説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長、室長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○神菊循環社会推進課長 それでは、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

お手元の平成25年度6月補正歳出予算説明資料の31ページをお開きください。31ページでございます。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で7,458万5,000円の増額をお願いするものであります。

また、補正後の額は、右から3列目にありますように、17億5,653万1,000円となります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、33ページをお開きください。

増額の内容といたしましては、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費であります。

その事業内容につきましては、お手元の常任委員会資料のほうで御説明をしたいと思います。恐れ入りますが、常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、「海岸漂着物地域対策推進事業基金積立金」であります。

これは、国の緊急経済対策に基づく、平成24年度補正予算で、25年度に繰り越されました「海岸漂着物地域対策推進事業」の採択及び実施に伴うものでございます。

県では本補助金を活用し、海岸漂着物等の円滑な処理、効果的な発生抑制対策を講じることによりまして、海岸の良好な景観及び環境の保全を図ることを目的としております。

事業の概要であります。予算額は、6,738万1,000円でありまして、財源といたしましては、全額国庫補助金及びその利子収入でございます。

本補助金を、今年度、全額「宮崎県環境保全基金」に積み立てまして、26年度までの2カ年間、各事業担当所属において、本基金を財源として個別の事業を実施するものであります。

なお、基金充当事業につきましては、農政水産部、県土整備部の4課が実施する海岸漂着物等の回収・処理事業に5,300万円、また、循環社会推進課で実施する発生抑制対策事業に1,431万4,000円となっております。

基金として積み立てることにより、2カ年間の基金充当事業を円滑に実施することができると考えております。

続きまして、資料の4ページ「海岸漂着物発

生抑制対策事業」であります。

これは、ただいま御説明いたしました宮崎県環境保全基金に積み立てました基金を財源として、当課で実施するものでありまして、海岸漂着物の発生抑制を図るため、県民や事業者、県内の海岸漂着物等の現状について認識していただき、さらに海岸漂着物等の発生を抑制する取り組みの実践を促す普及啓発を行うものであります。

事業の概要であります、予算額は720万4,000円でありまして、財源は、今申し上げました環境保全基金でございます。

事業期間は26年度までの2カ年で、事業の内容につきましては、5ページをごらんください。

写真にございますように、本県の海岸における漂着物等には、事業者が事業活動に伴って使用する資材や、台風災害等により漂着する流木や灌木など、また、海岸利用者によって投棄されるごみ等が見受けられるところであります。

これらの発生抑制を図るためには、県民・事業者に対して、海岸漂着物等の現状に対する理解、漂着物等の原因となるものを発生させない取り組みの実践の促進が必要というふうに考えております。

そこで、テレビCM、それから、新聞広告、チラシ・ポスターにより、台風災害等による、事業者が事業活動に伴い使用する資材や、流木・灌木等の流失の防止、海岸利用者による日常ごみ、レジャーごみの投棄禁止に対する取り組みの実践を促してまいりたいと考えております。

なお、今年度は、台風シーズンに向け、漂着物等の現状や河川や海域への資材等の流出防止を呼びかける内容で行いたいと考えております。

また、26年度は、海でのレジャーがふえる夏の時期に、ごみの持ち帰りなど、海岸利用時の

マナー向上を呼びかける内容での普及啓発を中心に行いたいと考えております。

循環社会推進課の補正予算の説明は以上でございます。

○水垂森林経営課長 森林経営課でございます。当課の6月補正について御説明いたします。

恐れ入りますが、歳出予算説明資料の35ページをお願いいたします。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額にありますように、1,478万円の増額をお願いしております。

この結果、森林経営課の補正後の予算額は、右から3列目にありますように、98億3,132万9,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたしません。

1枚めくっていただきまして、37ページをごらんください。

まず、ページ中ほどの(事項)林業普及指導費で、486万円の増額をお願いしております。

説明欄にありますように、新規事業「森林・山村多面的機能発揮対策事業」でございますが、この内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)森林環境保全林道整備事業費で992万円の増額をお願いしております。

これは、老朽化が進んでいる林道橋2件につきまして、補修工事等を実施する市町村に対し助成するものでございます。

橋やトンネルの補修工事等につきましては、さきの2月議会で予算の承認をいただいたところでございますが、その後、国からの追加配分の内報を受けまして、改めて市町村の意向確認を行いました結果、26年度以降に実施する予定であったもののうち、地元や利用者からの強い

要望のあった橋梁2件の補修等を今回お願いするものでございます。

次に、委員会資料の6ページをごらんください。森林・山村多面的機能発揮対策事業でございます。この事業は、今年度からスタートした国の事業でございます。事業目的は1にありますように、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して行う、森林の保全活動や山村の活性化に向けた取り組みを支援するものでございます。

今回の補正予算では、この事業を推進するための県と市町村の推進費についてお願いしております。

具体的には、7ページの事業スキームをごらんください。上側のラインが本事業の予算となります。

国から助成される推進費を活用しまして、県は地域協議会の設立支援や市町村への推進、指導を、市町村は活動組織への推進、指導を行ってまいります。

下側のラインは活動交付金の流れでございます。国から、市町村や関係団体等で組織する地域協議会を通じて活動組織に交付金が交付されます。この協議会の運営は、公益社団法人宮崎県森林林業協会が行います。

地域協議会によりますと、これまでに20市町村の46グループから要望が上がってきております。

その下の活動メニューでございますが、現場ニーズに対応して3タイプのメニューが用意されております。

46グループのうち、例えば、延岡市のグループは海岸松林の整備を、また、椎葉村のグループは、広葉樹を活用して木炭製造を行う予定となっております。

6ページに戻っていただき、2の事業概要でございますが、予算額は486万円で、全額国費でございます。

国から交付される1自治体当たり18万円に、県と市町村の計27自治体を乗じて算出しております。

現在のところ、20市町村でございますが、さらなる掘り起しに努め、全ての市町村で取り組めるように積算しております。事業期間は27年度までの3カ年です。

この事業の実施により、里山林の保全管理が促進されるなど、森林の有する多面的機能の維持発揮が期待されるところでございます。

森林経営課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

当課の補正予算補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で38億4,834万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、一般会計、特別会計合わせまして105億4,736万3,000円となります。

それでは、1枚めくっていただきまして、41ページをごらんください。

上から5段目の(事項)林業・木材産業構造改革事業費38億4,834万8,000円であります。財源の内訳の欄をごらんください。その他特定に38億4,774万8,000円を計上しておりますが、これは、森林整備加速化・林業再生基金からの繰入金であります。

事業につきましては、説明の欄の1の森林整備加速化・林業再生事業であります。事業内

容につきましては、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の8ページをお開きください。

この事業は、輸入木材に対抗し得る国産材の生産体制を確立し、強い林業・木材産業を構築するために、間伐や路網整備に加えて、素材生産・木材加工流通施設やバイオマス利活用施設及び木造公共施設の整備と素材生産などに必要な人材の育成を図ることを目的に実施しております。

2の事業概要であります。県では、3月末に国の平成24年度緊急経済対策の補正予算48億5,000万円余を受け入れて、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金に積み立てたところですが、当初予算の段階では、まだ、国の要綱、要領が明らかになっておりませんでしたので、急ぐもの、それから、実施が確実なものについて10億円余を当初予算をお願いいたしましたが、今回、その残りの額をお願いしているところでございます。

財源の内訳は、(2)にありますとおり、森林整備加速化・林業再生基金から38億4,774万8,000円、県の事務費の2分の1の負担として、一般財源から60万円をお願いしております。

(3)の事業期間ですが、緊急経済対策ということで、国の要綱により、平成25年度の単年度とされております。

次に、(5)の事業内容であります。①から④の事業がございます。その内容につきましては、9ページのほうで御説明いたします。

①の地域協議会運営推進費は、県と市町村の事務に係る経費であります。

②の素材生産・木材加工施設等整備事業では、効率的に製材を行うためのツイン丸鋸や帯鋸盤、

それから、集成材の原料でありますラミナ製材施設等の木材加工施設整備への支援を行うこととしております。

③の木質バイオマス加工・利用施設整備等事業では、木材破砕機や丸太を積み込むための機械でありますグラップルなど、木質バイオマス利用施設整備への支援のほか、今回新たなメニューとして、木質バイオマス発電施設への無利子資金融通と木質バイオマス調達等支援に取り組むこととしております。

無利子資金融通につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITの適用を受ける発電施設本体に対する支援であります。無利子資金融通といいますのは、事業主体は、得られた売電収入の中から発電施設の処分制限期間であります15年以内に融通を受けた資金全額を、県の基金に納付してもらうと、そういうスキームになっております。

また、木質バイオマス調達等支援は、無利子資金融通により発電施設が設置される地域におきまして、燃料供給などに必要な施設整備に対して支援を行うものであります。

次に、④の木造公共施設整備等事業では、木材需要拡大を図るため、保育園や特別養護老人ホーム等の木造公共施設整備への支援を行うこととしております。

補正予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、特別議案の説明をさせていただきます。同じく委員会資料の10ページをお開きください。

議案第9号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正する理由であります。先ほど説明いたしましたとおり、森林整備加速化・林業再

生事業において、固定価格買取制度の適用を受ける発電施設本体に対する無利子の資金融通がございませう。この資金融通を受けた事業体は、発電施設の処分制限期間であります15年以内に融通を受けた資金全額を県の基金に納付をいたします。

このため、納付が続くまでの間、基金を設置しておく必要があることから、今回、必要な改正を行うものであります。

改正の内容ですが、基金の設置期間を、これまでの平成28年3月31日から平成44年3月31日に変更するものでございませう。

施行期日については、公布の日を予定しております。

説明は以上でございませう。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川野環境森林課長 続きまして、報告承認事項の専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

説明の内容としましては、平成25年6月定例県議会提案議案の報告第1号、ページでいいますと39ページになりますが、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

資料の11ページをごらんください。

環境森林課分の専決処分の内容は、1の(1)にありますように、森林環境税基金積立金の補正であります。これは、平成24年度の森林環境税の増収に伴い、増額補正を行ったものであります。

専決補正額は、①の2行目にありますとおり、333万2,000円であります。この結果、補正後の同基金への積立金は、2億8,236万4,000円となっております。

環境森林課からの説明は以上であります。

○神菊循環社会推進課長 続きまして、(2)の

産業廃棄物税基金積立金の補正であります。

平成24年度の産業廃棄物税の増収に伴い、積立金1,275万2,000円を増額補正したものであります。この結果、24年度の同基金への積立金は、2億4,965万6,000円となります。

説明は以上であります。

○川野環境森林課長 続きまして、報告事項の平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

環境森林部の繰越計算書は、平成25年6月定例県議会提出報告書の8ページ、上から2行目の再生可能エネルギー等導入推進基金事業から9ページの中ほど、しいたけ等特用林産振興対策事業までになります。常任委員会資料に抜粋して内容をまとめておりますので、そちらで御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。この繰越計算書は、平成24年度の議会において御承認いただきました繰り越し事業の繰越額が確定したことに伴い、今回報告を行うものであります。環境森林部の繰り越し事業は、表にありますように、環境森林課の1事業、自然環境課の7事業、森林経営課の9事業、次の13ページになりますが、山村・木材振興課の3事業でありまして、一番下の欄にありますように、合計で20事業、箇所数で400カ所、繰越額は94億1,260万4,313円となっております。

主な繰り越し理由としましては、国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足するものや、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものなどでございませう。

説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案等についての質疑に入りたいと思ひます。

○前屋敷委員 説明資料の4ページの海岸漂着物発生抑制対策事業ですが、700万余ということなんですけども、これは2年間の事業ですよ。それで、抑制をするためのいろんなPRだとか、啓発活動という御説明だったんですけど、台風のこととも言われたんですけど。実際今から台風が、今も接近していますけど、そして、漂流物がかなりやっぱりこれまでもかなりあって、過去にも県北のほうでかなりの漂流物の問題があったりして、地元の皆さんたちも協力をしながら除去作業に当たられたんですけど、そういう献身には、この予算は使うものではないんですね。もしそうだとすると、別途そういう対策費というのは組まれているのかどうか。

○神菊循環社会推進課長 本予算は、海岸の管理者が行うものでありまして、その海岸の管理者が行う際に、ボランティア団体でありますとか、そういうところと連携して行うことも十分想定されますので、そのあたりの経費に充てることは可能かと思っております。

県内の海岸のうち、もうほとんどが県が海岸管理者ということになっておりますので、その事業の中でそういったところとの連携をしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 人は可能だということだったんですけど、予算そのものはそう大きくない予算で、各自治体が使うとなるとそうなんです。台風などの流木対策あたりはちょっとこの予算とはまた別ですけど、そういう対策は別途あるんですか。

○神菊循環社会推進課長 2ページにございますように、漂着物等の回収処理に際しましての予算は、各事業担当の所属のところで5,300万円ほど2カ年で組むということになっております。

その予算は足りないということになりましたときには、別途予算措置をして行う必要があるかと思っております。

○緒嶋委員 海岸漂着物地域対策、これは積立金ということでありまして。これは、ちょっと今出ましたけど、もう台風なんか毎年——近ごろは余り来なかったけど、これはいつ来るかわからんです。そうなると、基金というのは、これは、年度は25年度から26年度まで2年間実施ということであるが、本当からいえば、これはずっと継続して、将来的にも基金としてあるべきだと思っております。やはり必要に応じて使うのが基金になるわけやから。そういうことをやっぱり考えておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 今回の事業につきましては、国の経済対策に基づくもので、2カ年間ということですが、通常、通年的に起こるこういった漂着物の処理につきましては、別途予算を組んでおります。各海岸管理者を所管する部局におきまして予算を組んでおりますので、その予算の中で対応ということになります。

それから、一定の条件がありますけれども、国のほうの2分の1の補助金という制度もございますので、そういったことも視野に入れながらやっていくということになるかと思います。

○緒嶋委員 17年とかいろいろ大きな災害で流木があったんです。その処理というのは、もう今のところ——海岸がこういう予算組んでありますけど——実際はもう大体そういう処理は終わっておるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 これまでの大きな災害に伴うものについては処理は終わっております。現在も全くゼロではございませんが、大きな海岸漂着物がある海岸というものは今のとこ

ろ把握いたしておりません。

処理につきましては、基本的には海岸漂着物については、海岸管理者がやるんですけれども、それ以外の災害ごみにつきましては、基本的なところは一般廃棄物になりますので、市町村のほうでしっかり処理をしていくというような枠組みになるかと思っております。

○緒嶋委員 この予算は26年度までに使い切らなかったら、国へ返すわけですか。

○神菊循環社会推進課長 はい、そのとおりでございます。

○緒嶋委員 これは、ぜひ使い切ったほうがいいわけですから、使い方が問題じゃろうかとは思いますが、台風やら来たときは、もうこういうのをさきに充当するということになるわけですか。

○神菊循環社会推進課長 はい、そのとおりでございます。

○緒嶋委員 次は、森林整備加速化・林業再生事業。この金額を単年度で消化するというのであれば、もうこの箇所とかある程度の目処は全部ついておるといえることですか。

○河野山村・木材振興課長 25年度となっておりますけれども、ハードについては、繰り越しができるということになっております。全体的にトータルで箇所については張りつけ済みでございます。

○緒嶋委員 それでは、ハード事業は一応繰り越しができるわけですね。

○河野山村・木材振興課長 ハードについては、繰り越しが可能だということになっております。

○緒嶋委員 具体的にどういうところがこういう予算的な配分が来る、今のところ、決まっておるところはということですか、かなり金額が大きいわけやろう。

○河野山村・木材振興課長 まず、②でございますけれども、木材加工流通施設整備といたしまして、例えば、県森連が取り組みますサテライト土場の設置と、そこで使います機械、ろくろだとか。それとか、事業協同組合が使いますプレカット施設の機械の拡充、それから、個別の製材工場が取り組みます集成材用のラミナの製材機械、これが2件。それから、通常の製材、大径材を使えるツインテーブル製材機械等々が入っております。これが、②の事業で20事業体が取り組みます。

それから、③の木質バイオマスの事業でございますけれども、これにつきましては、2件発電の計画が上がっております。1件は、日南の王子製紙グリーンリソースが取り組みます、2万5,000キロワットの発電施設。それから、川南町にあります宮崎森林発電所、これが取り組みます5,000キロワットの発電能力を持った発電所等がございます。

それから、④の木造公共ですけれども、これにつきましては、保育園が9カ所、それから、老人施設が8カ所です。それから、その他施設が1カ所の合わせて18カ所で木造公共施設が整備されるということでございます。

○緒嶋委員 そういうことで、いろいろな事業がなされることはいいけど、これは、中国木材なんかの事業には、これは何も充当はないんですか。

○河野山村・木材振興課長 先ほど言いました集成材用のラミナの製材施設、これは中国木材が——ラミナ製材施設2カ所入っているんですけど、そのうちの1カ所で計上しております。

○緒嶋委員 今のところ、これだけ充当すれば、基金としての残額はどのぐらいになるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 残りが15億円弱ということになります。

○緒嶋委員 東日本大震災の金を各県が使ったということでいろいろ問題になったわけですが、加速化事業にそのまま金が回ってきたということはあり得るわけですか。

○河野山村・木材振興課長 平成23年度の国の第3次補正予算が組まれまして、1,399億ありましたけれども、このうち宮崎県に復興木材を供給するための事業費として60億円をいただいております。

○緒嶋委員 60億円、それは返還の対象にはならんわけですね。いろいろ返せとか何か政府のほうから、国のほうから言ってきたとかいうような情報もちよっとあったんですが、その可能性はないわけですね。

○河野山村・木材振興課長 復興予算の不適切な使用とか流用とかいうマスコミ報道がありましたけれども、国、林野庁が所管しておりますけれども、国としては、復興木材、本格的に復興住宅が建つようになりますと、現在の生産木材の量では足りませんので、これを全国挙げて供給しようというふうなことで取り組んでおるわけでございますので、国としては、流用には当たらないというふうには言ってございます。

そして、執行状況のついての調べが、先月来たということでございます。

○緒嶋委員 執行残があれば返せというような感じじゃなかったかと思うんですけど、返す金はないということでもいいんですね。できるだけ、宮崎県とすれば有効活用したほうがいいわけですから、目的外じゃないかと言われればいろいろあると思うんですけど、もうこの基金の中からそういうことで返す可能性のある金はないということですね。

○楠原環境森林部次長 今緒嶋委員がおっしゃったことにつきましては、現在復興庁のほうで検討がなされております。まだ、具体的な中身については県のほうにも指示が来ておりませんので、まだ、そういった動向を、今うちとしても林野庁も通じて状況を把握しているところです。ただ、今おっしゃいましたように、基金残高が約15億円弱ありますので、対象になるかどうかは、今後全くないといえ、そういうことはないと思います。

○緒嶋委員 早く執行したほうがいいわけですが、努力だけはしてください。

それと、専決処分の中での森林環境税とか産業廃棄物税基金のこの金は、有効活用しなければいかんわけです。基金にあるだけじゃいかんわけですから、有効に毎年これは利用されているわけですか。基金に加算するだけでは、これは本当に目的税として有効活用がなされていないということにもなるわけですが、この運用状況というか、これはどうなっているんですか。

○那須みやぎの森林づくり推進室長 環境税については、例年2億8,000万円程度の税収をいただいて事業を実施しているところであります。目的としましては、森づくり——県民みんなで参加の森づくりということ。それから、安全な県土づくりということで、有効な活用をしているところでございます。これには毎年度環境税検討委員会の御意見等、審査もいただきまして実施しているところであります。税の検討、創設に当たりましては、林活議連の皆様初め、御協力をいただいたところでありますので、今後とも有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○神菊循環社会推進課長 産業廃棄物税について

て申し上げますと、産業廃棄物税は平成17年に
本県初の法定外目的税として発足したものでご
ざいまして、目的といたしましては、循環型社
会の形成に向けた廃棄物の排出量抑制、それか
ら、再生利用の促進、その他適正な処理の推進
という目的で徴収したものでございます。

したがいまして、予算の使い方につきましても、その3つの目的を達成するために必要な事業にこの財源を充てるとしているところでございます。

24年度につきましては、県庁内でも7課26事業に2億2,400万円ほど、25年度も、今年度の予定でございますが、8課27事業に2億6,900万円、そういった目的達成のために必要な事業に充てているところでございます。

その効果でございますが、平成17年度と23年度の排出量を比べますと、5%ほどふえております。ただ、再生利用量が20%ふえている。最終処分場が20%減っているという事業で、税の効果だけではないかもしれませんが、一定の効果はあったものというふうに考えております。

以上でございます。

○緒嶋委員 補正後の額となっておりますが、25年度にこの金額の中から使うわけですか。25年度はこの金は残るわけですかどうですか。

○神菊循環社会推進課長 毎年度、税収がありますと、その中から徴税経費等を引きました額を基金に積み立てまして、その基金からそれぞれの事業の財源に充てるという作業でありまして、今年度分を同時に充てるという概念ではございません。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境税につきましても、基金に積み立てておりますので、その中から事業を実施しているということで、これの残った分につきましては、今年

度の広葉樹林の下刈りとか、そういうふうな手
入れに充当するというような計画でございます。

○緒嶋委員 今年度想定される基金の残高はどのくらいを見ておるわけですか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境税は平成18年度から実施しておるところでございますけれども、これまでに7年間ほど事業実施してきておりまして、現在では1億9,000万円ほど基金の残高がございます。これに、今年度徴収する分として2億8,000万円程度を徴収いただきますので、年度当初の事業実施見込みというのは4億数千万円ほどありますが、その中から基金を取り崩して実施をしているということでございます。

○緒嶋委員 基金の残高は、今年度末どれだけになるか。

○那須みやぎきの森林づくり推進室長 事業計画につきましては、徴収税と相当の事業費を計画しておりますので、今のところ、イーブンペースというふうな考えでございます。

○神菊循環社会推進課長 産業廃棄物税につきましてなんですが、今年度末の基金残高ですけれども、2億8,800万円ほどを予定しております。

以上でございます。

○緒嶋委員 明許繰越において、私がこれを聞いていいかどうかわからないけど、実際、それぞれ事業の完成予定は明記されておるわけですが、これは大体今事業の進捗状況はもう……。全て補正での金額がふえたということであるので、事業としては大変だろうと思うんですけど、今発注状況というか、大体全ての発注が終わるのはどの程度になるんですか。いつごろ発注するか。また、今度新年度予算もかなりあるわけで、事業としては今年度はかなり多くなるわけですが、そのあたりの見込みはどうか

るわけですか。

○佐藤自然環境課長 治山事業といたしまして、ここにございますように46億ほどあるんですけども、治山事業は、補正予算が来ましてから測量をいたしますので、測量が最初の課題となっております。測量につきましては、5月中にほとんどの箇所を済んでおりまして、今までそれをもとにやっているわけですけども、測量が済んだところから、3月に1カ所、それから5月に3カ所発注しておりまして、現在4カ所発注しております。

ただいま申しましたとおり、測量がほとんど済んでおりますので、これからが最盛期になると思いますけれども、今までの発注、それから、測量の実施につきましては、ほぼ計画どおりになっております。それで、それを含めまして、9月までには発注を完了する予定ということになっておるところでございます。

○水垂森林経営課長 森林整備の分につきましては、大きく分けて2つございまして、除間伐等を行う森林整備、それから、路網整備、大きく2つに分かれます。まず、森林整備の分につきましては、これは、国の緊急経済対策絡みで大きな追加補正いただいたところございまして、それに基づきまして、今現在申請を受け付けているところございまして、6月申請分としまして、おおむね80%近くが申請を予定しております。残りにつきましては、申請時期が10月とか12月にございしますが、それをもって順調に推移するというふうに見ております。

一方、路網整備につきましては、昨年度からの繰り越し分も中には一部ございしますが、それが終わらないとさきに行かないというような場所的な制約もございしますので、まずは、前年度分の繰り越しを終わらせて、その後、速やかに

発注するというところで、これにつきましても、年度内に終わるということで今現在進めているところでございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課所管の事業、しいたけ等特用林産振興対策事業ですけれども、これについては、原発事故の関係で、しいたけ原木——一番の供給地でありました福島県からの原木が供給できなくなったということがありまして、西日本等から、被害の影響のないところから、原木を供給しようというものでございます。ですから、しいたけ原木を供給する事業でございますので、出し終わります3月までということ考えております。交付金については3月いっぱい考えております。

○緒嶋委員 これは全部25年度で終わらないといかんわけですよ。今のところ完全に終わると言われる。新たに新年度の予算もあるので、それは26年度に繰り越してもいいというか、当然そうなるだろうと思うんですけども、これは、そういう事後繰り越したいなことは考えちゃいかんわけですが、完全に年度内に終わるといふような自信を持っておられるわけですね。

○堀野環境森林部長 今御指摘があったように、今年度中に終了する必要がありますので、進行管理をきちんとやって、年度内終了を目指しています。目指すというよりはやっています。

○山下委員長 そのほか。

○前屋敷委員 専決処分の件ですけども、専決処分の基本的な考え方の問題なんですけれども、専決処分というのは、議会を開かずに決定するというところで、あんまりやるべきではないというふうに思うんです。歳入と歳出では性格が違うのかもわかりませんが、とりわけ歳出などは、特に専決処分というのは、やはり議会を通すのが筋だというふうに思うんですが、歳

入の場合も、見込みが違って増収だったということで、年度末に専決するということの報告なんですけど、出納閉鎖があったりして一定の期間などあります。やっぱりそういうのは、そこできっちり精査をして、決算であらわしていくというやり方もあるんで、なるべくやはり専決処分というのはやらないほうがいいというふうに思うんですけども、歳入については、どうなのか、その考え方についてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○神菊循環社会推進課長 今おっしゃいましたように、こういった収入増でございまして、そのために基金に積むお金がふえたという事実でございまして、私の担当しております産業廃棄物税につきましては、2月補正時において3月末までの見込みということで立てておるわけですけれども、現実に徴収をしていく際に、やはりどうしても例えば今回の場合ですと、搬入量の増に伴うものが670万円ほど、それから、徴収率が上がりまして、現年分で3%ほど、96.7%まで徴収率が上がったと。それから、過年度分の滞納分につきましても6.3%上がりまして37.5%ということがございます。そういった、どうしても、見込みと異なる部分が出てくると、そういうことがまずございます。

加えまして、基金は財産でございまして、年度内できっちり切ると、出納閉鎖期間とかなんということもございまして、こういった専決補正という手順を踏んでいるということもございまして。

○前屋敷委員 基金については、こういうやり方が妥当だということですね。

木質バイオマスの発電施設の件について、お伺いしたいと思います。

それぞれ事業についての御説明があったんで

すけれども、この発電計画は2件の事業だということ、1つが、王子製紙、もう1件が川南の発電——ちょっと名称がはっきりしませんが、詳しく御報告もいただきたいんですけど。これは、どこでここが決定されるのかという流れと、幾つの団体から申請があったのか。そして、どこでどういうふうにしてここが決定されたのかという流れを御説明いただきたいと思います。

○河野山村・木材振興課長 まず、森林整備加速化の事業を募集するとき、地域協議会というのをつくってございます。これは、木材関係の団体とか市町村がメンバーに入っておるんですけども、ここが、まず加速化事業の25年度の事業の要望を聴取いたしまして、そこで中身を審査しまして、協議会を開催しまして、そこで承認をまず得ます。それから、それぞれの部会をつくっておきまして、そこから県のほうに事業計画書が出てきまして、それに上がってきたのが、この発電につきましましては、この2社でございました。

今後、予算が成立した後の話ですけれども、個別事業計画が出てまいります。それと、先ほど説明しましたように、資金融通に関しては、納付の計画書もあわせて一緒に出てきます。それから、県がそれを審査しまして、その後、これは大型の国の事業になりますので、国のほうの審査が次の段階として入ってまいります。それから、国が内容を了とすれば、県が内示をします。そういった流れになります。事務的な流れについては以上でございます。

○前屋敷委員 それでは、要望を出したところが2社だったということで、そこを決定したということなんですけど。予算の範囲内でされるんでしょうけど、それぞれ王子製紙と川南のほうの発電所は、予算的にはどのぐらいのもので

すか。

○河野山村・木材振興課長 王子製紙が、事業費が85億円でございます、補助といえますか、資金融通と合わせてトータルで8億1,000万円。それから、みやぎ森林発電所が事業費が約27億円でございます、資金融通と補助合わせまして14億円ということでございます。

○前屋敷委員 それで、地元が施設整備に支援をするというのは、これは、地元で県から補助が行くということですか。それぞれ王子製紙は日南市から補助が出るということの流れがあるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 この加速化事業については、市町村を経由して計画書等が上がってきてまして、補助金についても、*市町村を経由して交付されるというような流れになっております。

○前屋敷委員 県の補助が市町村に行き、そこから事業体、事業所に行くということですね。

○河野山村・木材振興課長 そうということでございます。

○前屋敷委員 それでは、王子製紙と川南の発電所は、今、資金の融通も含めて8億と14億ということでしたが、それぞれ県からの補助として、自治体に出される金額は幾らですか。

○河野山村・木材振興課長 先ほど申しました8億1,000万円と14億円それぞれでございます。

○前屋敷委員 融通も含めてこの金額だったのですよね。

○山下委員長 いいですか。日南市の上乗せもあるんでしょう、その補助については。だから、国庫補助が何ぼか、県が何ぼかという説明かなと思うんですが。

○河野山村・木材振興課長 申しあげました金額については、全て国費でございます、県費

は入っておりません。

それから、1つ私違った回答をいたしました、資金融通の分については、県から直接でございます、施設整備の2分の1補助金の分のみが市町村を経由して交付されるということでございます。

○山下委員長 いいですか、答弁は。明確にもうちょっとわかるようにしてもらったほうが。

○蓬原委員 関連で、今の8ページの②、③、④です。施設整備等々あるわけですけれども、一覧表をいただかないと、ちょっと我々には口頭の説明だけでは、メモする余白もないし、どうもわかりづらいです。これは、款項目節の節だからいいじゃないかという考えがあるかもしれないけれども、やっぱり対象施設名と所在地とこれがどういう金額で、補助がどうなっているのを、やっぱり説明資料として、バックデータでいいですから、ぜひいただきたいんですが、委員長。でないと、ちょっと今前屋敷委員も質問されているけれども、どうもそこが聞いてもうまくかみ合わない。お願いします。

○河野山村・木材振興課長 あとから資料として。

○前屋敷委員 資料をぜひ。この木質バイオマスの発電というのは大いに促進をする必要があるというふうに私も思っているんです。ですから、いろんなところが、事業体が手を挙げてやりたいということがあったんじゃないかなということが1つだったんですけど。2事業体だけからで、そこが決定されたということで、金額的にも国の事業ではありますけれども、かなり大がかりな事業でもありますので、それだけやはり事業所としても責任を負った運営を今後していただかなければならないというところなの

※右段に発言訂正あり

で、どういうところなのかもちょっと明確にしていたきたいなというのがあったものですから、そういうことで、中身をちょっと詳しく御説明いただこうと思ったところでした。

○**山下委員長** それでは、担当職員もおると思うんで、なるだけ早い時間に、②、③、④です。事業実施状況と事業所まででしょうか、わかっていますよね。それをわかったらお出しいただくとありがたいんですが、よろしいですか。

○**河野山村・木材振興課長** 用意して提出したいと思います。

○**高橋委員** 関連で。木質バイオマス発電施設のその事業に対する支援ですけど。資金融通は、もうそれこそ名前のおと、無利子でお金を貸すだけのことなんでしょうけど、先ほど施設整備の補助があるとおっしゃいました、2分の1。それはあるんですね。

○**河野山村・木材振興課長** 例えば、発電本体以外の周辺の施設がございます。例えば、燃料のヤードとか置き場の整理、それから、チップをつくるチップ製造機、それから、つかむ機械、グラップルとか、それとか、輸送車両、そういったものが該当いたしまして、これについては2分の1の補助ということでございます。

○**高橋委員** それも含めて、資料として出てくるんですね。だったらもう聞きません。

○**山下委員長** よろしいですか。大丈夫ですか。

○**高橋委員** 基金の条例改正にも関連するんで申し上げますけど、資金融通するけど、それは、15年以内に電気を売るからそれで返せという仕組みじゃないですか。基金は使い切るといふ原則がありますよね。結局、王子とこの川南で22～23億円ですか、22億円。この分は返ってくるわけじゃないですか。このお金はどうなるんでしょうか。

○**河野山村・木材振興課長** 現時点で、納付された資金の用途といたしますか、取り扱いについては、国のほうから示されておりません。実際、平成28年度から納付が始まります。国は、26年度中に、来年度中に国の要綱、要領の中で定めたいというふうに言っているようでございます。

○**高橋委員** 結局、平成44年3月31日の時点では、結局、資金融通したお金が丸々返ってくることになるわけでしょう。そのお金の使い道というのはどうなるんですか。

○**河野山村・木材振興課長** 現時点で、国は、納付された基金の使い道といたしますか、取り扱いといたしますか、そういったものは明らかにしておりませんで、来年度中に国の要綱、要領で定めたいというふうなことでございます。

○**高橋委員** では、最初から行きます。海岸漂着物の発生抑制対策事業ですけど、結局、啓発が主体ですよ、テレビスポット、新聞。この前、私、地元を回ってましたら、土木の事業ですけど、河川のパートナーシップ事業が結構盛んに行われておまして、結局、刈ったはいいが、そのまま放置してあった、あれはちょっといけないでしょうと。草だけに限らず、竹とかやっぱり混じっているわけですよ。やっぱりそんなのが河川の水際にあれば、大雨で流されちゃって、結果的に海に漂着するわけじゃないですか。あれはやっぱりパトロールだったり、あるいは、事業主体のところとの連携で、いろんなそういった申し合わせとかいろいろあったほうがいいんじゃないかなとか感じたものから。パトロールで専属はできないんでしょうけど、いろんな事業の工夫というのが必要かなというふうに思っちゃってちょっと聞いてみました。

○**神菊循環社会推進課長** この海岸漂着物に関してのパートナーというのは今現在ございませ

んが、実際に大量に漂着した場合には、いろいろなボランティアの方々と一緒にやったりとか、そういったことを行っているところでございます。

また、産業廃棄物に関しましては、監視パトロールというものを、いろいろな事業者団体と連携を組みまして、いろいろな事業所を含め、森林とか河川、海岸を含めてパトロールといった形のものを行っているところでございます。

以上です。

○高橋委員 6ページの森林・山村多面的機能発揮対策事業で、説明のときに27自治体というふうにおっしゃった——私の聞き違いかも知れませんが、現在27市町村が手を挙げてとかおっしゃっていました。27自治体の27というのはちょっとぴんとこなかったんですが。

○水垂森林経営課長 27の内訳でございますが、県と26の市町村ということでございます。

○高橋委員 先ほどからの報告承認事項の専決処分関係ですけど。ちなみに、滞納があるわけですよ、森林環境税にしても、産廃税にしても、ここを参考にその数字を教えてくださいませんか。

○神菊循環社会推進課長 産業廃棄物関係でございますが、滞納で繰り越された金額が1,300万円ほどございます。約1,300万円でございます。今回、その中で、徴収が見込まれるのが500万円ありますので、残り*800万円ほどが繰り越されるというふうにはおかしいんですが、残っていくというふうには考えております。

○那須みやざきの森林づくり推進室長 森林環境税関係で個人税のほうの徴収率、25.41%徴収しておりますので、その分75%が滞納ということで考えております。済みません、ちょっと金額を調べさせていただきたいと思っております。

○川野環境森林課長 済みません。個人県民税でいきますと、調定額が1,914万円が滞納繰り越し分でございます、そのうち収入見込み分が501万5,000円でございます。したがって、その差の*1,400万円程度が滞納分になるということになります。

法人県民税の分は、滞納繰り越し分としての調定額が13万1,000円、そのうち収入見込み額が4万3,000円でございます。

したがって、滞納がその差の*9万円弱ということになります。

○高橋委員 徴収率が上がっているような話も聞きましたし、滞納整理も頑張っていらっしゃるような説明が先ほどあって、補正額がふえたというのはその原因もあるかもしれませんが、私たちの一般的な見方としては不景気じゃないですか。新たに均等割がかかる人がふえたのかなど、ちょっと疑問に、説明聞きながら思ったもので、その辺の補正の増の大きな要因というか、300万とか1,200万のレベルですけど、増収要因。

○川野環境森林課長 大きな要因はやはり徴収率が上がったということで、2月補正時点では、個人の現年分は96.3%でしたが、今回専決処分いただいた分で97.6%まで徴収率が上がりました。

○高橋委員 こんなに職員が努力されているのに、給与減額は納得いきません。

以上です。

○岩下委員 先ほどの木質バイオマス発電施設関係で、今王子製紙と川南ということで、その2社のほうを対象でやるということですけど、何か県内でもバイオマス発電をやりたいとかというそういった計画はかなりあるんじゃないか

※34ページに発言訂正あり

など思うんですけど、そういった数は把握されているんでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 私どものほうに相談なりお話があったのは、構想段階のものも含めまして、11カ所ほどお話を伺っております。

○岩下委員 25年度でこの2社がされているんですけれども、あと11社関係があるということで、26年度以降もこの制度事業というのは可能なんですか。

○河野山村・木材振興課長 具体的に話が進んでおりますのが、この2社を含めまして、全部で4社ございます。1件は、自力で中国木材が設置されるものでございまして、もう一件は、25年度の当初予算の中に入れておりましたグリーンバイオマスファクトリーでございまして、これが、5,000キロワット相当、都農町に建設予定ということでございます。

○岩下委員 こういった木質バイオマス関係でかなり進んでいくであろうというぐあいに思いますけれども、資材そのものは調達可能ですか。

○河野山村・木材振興課長 先ほど申し上げましたように、発電事業が4件具体的に動き出しておりますけれども、この4社で必要な燃料といえますか、木材の量が約27万生トン——生の状態の重さですけども——これぐらい1年間で使うということになっておりますが、県内で林地残材等の発生量を見ますと、約77万生トンございます。ですから、数字上、計算上は足りるんですけれども、ただ、山の中から持ってくるわけでございますので、いかにして効率的に収集運搬できるかという、そういった課題はあるかと思っております。

○岩下委員 それが実質的に、山村、中山間地域で暮らす林業の方々の所得向上につながりますか。

○河野山村・木材振興課長 実際、バイオマス資源というのは、林地残材等、これまで価値を持ってこなかったものが値段をつけて流通させていくということになりますので、少なくとも林地残材等が販売された分については、山のほうに戻せると。関連する運賃とか周辺の雇用というのが生まれてまいりますので、その分については、山側についてはメリットは大きいのではないかとこのように思っております。

○横田委員 同じく8ページですけど、今の岩下委員と同じような質問になるかと思っておりますけど、④木造公共施設の整備事業。保育園が9カ所、特別養護老人ホームが8カ所、その他1カ所ということでしたけど、こういった施設で木造で作りたいという機運というのは今ずっと高まっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○河野山村・木材振興課長 公共木造には木材を使いましょうという木材利用促進法です。これが法律で定められまして、県でも真っ先に、宮崎県はトップで制定したんですが、市町村においても、全ての26市町村において利用する方針を立てておられますので、今後は、原則、低層の公共施設については、木造化もしくは木質化を図るということでございますので、これが民間のほうにも波及していくのではなかろうかというふうには思っております。

○横田委員 保育園にしても、老人施設にしても、やっぱり木というのは非常に優しさがありといえますか、そこを利用する方にも非常に精神的にもいいんじゃないかと思っておりますので、今後さらにこういう施設がふえるように、また来年度からの事業化もぜひ考えていただきたいと思っております。

それと、もう一つ。4ページですけど、私も

結構海岸に行くんですけど、木とか竹とか漂着物が非常に多いですね。海岸利用者による日常ごみとかレジャーごみは、こういうマスコミ等の広報啓発でかなり効果が出てくるのかなと思いますけど、木とか竹とかは、当然川の上流から流れてくるもので、もうこういった広報啓発でどれだけ効果が出るかなという気もするんですけど、何かそういう対策とかは考えておられますか。

○神菊循環社会推進課長 そういったことも十分承知しております。山間地におきまして、そういった流木・灌木のもとになるものがいろいろな事業所に置かれている可能性がございます。そういったものが洪水によって流れ出ると。ですから、そういったものを置かないような取り組みというものを事業者の方に求めてまいりたいと思っていますし、それから、海岸等に置いてあるいろんな竹とか、そういったものが放置されているような場合につきまして、そういったものを自主的に事前に片づけるといったものについて、私どもとして普及啓発をしてまいりたいというふうに思っております。

○横田委員 その流れついているものは、回収処理をされるということですけど、基本的にこの海岸から搬出してエコクリミたいなところで焼却処分するということになるんですか。

○神菊循環社会推進課長 海岸管理者のほうで回収いたしまして、その際、先ほど申しましたボランティア団体との連携とかいうのは考えられますけれども、回収したものを処理業者のほうで収集いたしまして、運搬して、最終的にはエコクリーンプラザのような一般廃棄物処理施設で処理するという流れになります。

○横田委員 先ほどの川上のほうの材木とか、そういったのが、例えば台風とか、そういう水

害とかで流れ出すもんだろうと思いますけど、なかなかそれらを流れないようにするというのは難しいところがあるかもしれませんが、やっぱりそこをしないと、いつまでたっても漂着物はなくならないと思いますので、そういった流域の市町村といいますか、そこらあたりにも啓発をぜひお願いしたいと思います。

○蓬原委員 今の海岸の漂着物について、参考までに。前に石垣島でしたか、南のほう。海外からのそういう漂着物が多いということで、かなり手をやいておられるのを調査に行ったことがあります。こちらは、黒潮だから大陸のほうじゃないので、宮崎は余りないのかなという気もするんですが、海外からの漂着物の状況というのは、宮崎の場合はどういう状況なんですか。

○神菊循環社会推進課長 特に海外からのものという形での把握はいたしておりません。ただ、そこに写真がありますけれども、右下の救難信号用発煙弾というのがありますけれども、これは台湾のものでございました。中身が、火薬等が入っている恐れがあるということで、自衛隊とも協議しながら処理をしていただいたというところでございます。

○蓬原委員 心配し過ぎかもしれませんが、例えば、そういう外国からの漂着物です。例えば薬品だったり、そういう思わぬ危険物だったりあるかもしれないわけで、ここら辺の取り扱いというのは、ある程度やっぱり注意して見ておかないと、テロはないでしょうけれども、そういう心配があるので、そのあたりも注意して、監視しておいていただきたいなど。例えば子供たちが触ってとか、そういう害が思わず起きるかもしれないなという——さっき石垣島の話をしましたけど、相当な漂着物で、相当のお金を

使ってやっておられるという話のようですから、
お願いします。

○高橋委員 木質バイオマスで、王子グリーン
リソースは、石炭の混焼だというふうに聞いて
います。20%でしたっけ、だからいいんですよ。
だから資金融通も8億らしいというふうに聞き
ましたが、県内にある発電所で、石炭混焼はも
う王子ぐらいなんでしょうか。効率がこっちの
ほうがいいんでしょうけど、熱効率は、発電効
率かな。

○河野山村・木材振興課長 今回の王子の計画
は、石炭と混焼で、エネルギー換算で、木質バ
イオバスを大体8割程度使いたいというような
計画でございまして、石炭混焼は、ほかにも旭
化成のエネルギーの発電所、ここが混焼で使っ
ているようでございます。

○山下委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

○川野環境森林課長 環境森林課からは、その
他報告事項としまして、水源地域保全条例、仮
称でございますが、この条例の制定について御
報告いたします。

資料の14ページをお願いいたします。

外国資本による森林買収の問題を契機としま
して、水源地域の保全の観点から、利用目的が
不明な土地取引を監視するため、森林などの土
地売買の事前届出を義務づける条例制定の動き
が広がっているところでございます。

また、本県におきましては、昨年度この問題
を調査するため、県議会に水資源保全対策特別
委員会が設置されたところであります。

このような状況を踏まえまして、県におきま
しても、現在、条例制定についての検討を進め
ているところでございまして、今回は条例制定
に向けての基本的な考え方や今後の大まかなス

ケジュールなどについて御説明させていただきます。

まず、(1)の条例制定に向けての基本的な考
え方についてでございます。

①にありますように、県土の76%を占める森
林は、水源涵養機能など多面的な機能を有して
おり、この森林を将来にわたって守り育ててい
くことが必要であることや、②にありますよう
に、水資源保全対策特別委員会の報告の中で、
水資源の保全に向けた監視体制の強化や利用目
的が不明な土地取引の牽制が期待できることか
ら、条例の制定についての提言がなされたこと
など、これらを踏まえまして、県としましては、
今年度中の条例制定に向け検討作業を進めてい
きたいと考えております。

次に、(2)の条例に盛り込む事項についてで
あります。

ここに記載しております事項は、他県の条例
を参考にして、現在想定している主なものでご
ざいます。

まず、1つ目としまして、土地の売買などを
行う場合の事前届出が必要となる地域を水源地
域として指定するものであります。水源地域に
つきましては、どのような範囲で指定するのか、
条例制定に当たっての大きな課題であると考え
ております。

この点につきましては、他県の条例を見まし
ても、森林や取水地点など、指定の方法はそれ
ぞれ異なっておりますが、本県は、全国的にも
有数の森林県であることを踏まえますと、現在
のところ、森林の区域を基本に指定を行うこと
を想定しておりますが、今後、市町村や外部有
識者とも十分に議論しながら検討を進めてまい
りたいと考えております。

次に、2つ目としまして、指定された水源地

域内において、土地の売買などを行う場合、土地の所有者などは事前に届出なければならない旨を規定するものであります。

次の3つ目としまして、届出の内容に不明な点がある場合など、必要に応じ、届出者から報告を求めたり、あるいは職員が届出に係る土地に立ち入り、調査することができる旨を規定するものであります。

さらに、4つ目としまして、届出があった場合、届出の内容を関係市町村長に通知する旨を規定するものでありまして、これにより、関係市町村と情報を共有し、関係市町村と連携協力して必要な対応を行うことが可能となります。

なお、このほか、事前届出制度の実効性を確保するための事項なども想定しておりますが、どのような事項を盛り込むかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)の今後のスケジュールについてであります。

まず、夏ごろまでに地域指定の考え方など、条例の内容について、市町村、外部有識者などとの意見交換を行い、秋ごろを目処に条例の原案をまとめたいたと考えております。

その後、パブリックコメントなどを実施して御意見をいただき、最終案を取りまとめて、年度内に議案として提案させていただく予定としております。

また、事前届出制度に係る規定を除き、条例を一部施行した後、水源指定地域の告示を行い、事前届出が必要となる水源地域について、県民への周知を行ってまいりたいと考えております。

なお、条例の検討状況につきましては、随時常任委員会に御報告をさせていただき、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

最後に、(4)の全国の状況についてでありま

すが、北海道を初めとする11道県が既に条例を制定しているところであります。

環境森林課からの説明は以上であります。

○上山環境管理課長 それでは、委員会資料の15ページをお開きください。

平成24年度の大気及び水質の測定結果等についてでございます。

(1)の目的にありますように、県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気や水環境の監視を行っておりますが、このたび、平成24年度の結果がまとまりましたので、その概要を報告いたします。

説明の中で、環境基準という言葉を多用しますが、環境基準は健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持することが望ましい目標でございます。基準が達成されていなくても、人の健康に影響が及ぶものではございません。

それでは、まず、(2)の大気の大気測定結果については、全体としておおむね良好な状況でございます。中ほどの表1をごらんください。

①の大気汚染常時監視におきましては、二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質の3項目では、短期的評価での環境基準を達成しておりませんでした。

また、微少粒子物質(PM2.5)は、短期的及び長期的評価での環境基準を達成しておりませんでした。

次に、下のほうの②の有害大気汚染物質のモニタリング調査ですが、表の2にありますように、全て環境基準を達成してございました。

16ページの図の1をごらんください。黒い四角印がございしますが、これが、本県の常時監視測定局の配置状況でございます。

下のほうに写真がございしますが、これ

が、移動監視局「さわやか号」ですけれども、この車両を用いまして測定局がない地域について状況を監視しております。

次に、17ページをお開きください。

(3)の水質の測定結果でございます。

①の公共用水域につきましては、おおむね良好な状況でございましたけれども、表の3の測定結果にあります。健康項目の砒素だけが2つの地点で環境基準を達成しておりませんでした。

この原因につきましては、これは、土質由来のものでございますが、利水状況等から、人の健康への影響はないということを確認いたしております。

18ページをごらんください。

本県の主な公共用水域の114カ所の測定地点でございます。

続きまして、19ページをお開きください。

②地下水であります。地下水につきましては、表の4の測定結果でございますように、まず、概況調査では、全地点で環境基準を達成しておりました。また、その下の継続監視調査では、過去に概況調査で汚染が確認された井戸、53地点を調査しましたが、18の地点で環境基準を達成しておりませんでした。

最後に(4)のダイオキシン類の調査結果についてであります。

表の5をごらんください。

調査項目にあります。環境調査及び発生源自主検査では、全ての地点や施設で基準を達成しておりました。

また、一番下の発生源の立入検査では、廃棄物焼却炉の2つの施設が基準を超過しておりましたが、指導後に施設改善がなされまして、その後測定を行った結果、基準値以下になったこ

とを確認いたしております。

以上のとおり、本県の大気及び水質等は、おおむね良好な状況を維持しております。

県といたしましては、今後も引き続き監視を行いますとともに、事業者等への指導を適切に行うなど、良好な大気・水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○佐藤自然環境課長 それでは、資料の20ページをお開きください。

自然環境課からは、建設工事における指名競争入札の試行についての案につきまして、御説明申し上げます。

この件につきましては、4月の閉会中の常任委員会で検討項目等の御説明を申し上げたところでございますけれども、その後、これまで、県土整備部を中心に、公共3部で検討した内容を現時点で取りまとめたものでございます。

本日は7月中に試行を開始しようとして考えております土木一式工事について、試行の対象及び件数等の試行案につきまして、御説明いたします。

なお、商工建設常任委員会におきましても県土整備部から、この資料により説明を行うこととなっております。

それでは、まず、資料(1)の目的でございますが、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効果的・合理的な競争環境のあり方について検討するため、指名競争入札を試行するものでございます。

次に、(2)の試行期間につきましては、7月中に試行を始めまして、年度末まで実施する予定としております。ただし、工事の種類ごとに指名業者の選定基準を作成する必要があるとしますので、準備が整ったものから試行を開始する

こととしております。

次に、(3)の試行対象及び件数等についてでございます。

まず、①の対象につきましては、予定価格250万円以上3,000万円未満の建設工事の約8割を占めます4種類の工事にしたいと考えております。

なお、対象といたします工事は、その下にございます土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、建築一式工事の4つでございます。

ただし、この中で、「とび・土工・コンクリート工事」につきましては、一つの工事の種類の中に多様な工種が存在しておりますので、その中でも、施工件数の多いのり面工事等を対象に検討したいと考えております。

なお、試行につきましては、建設工事の約半数を占めます土木一式工事から開始することとしております。

次に、②の件数についてでございますけれども、試行開始後に発注する試行対象となる建設工事のおおむね3割程度を確保したいと考えております。

次に、③の対象工事の選定につきましては、各発注機関管内の対象工事箇所の分散を図りますとともに、事業内容につきましては、特定の事業に偏在しないよう留意してまいりたいと考えているところでございます。

なお、災害工事につきましては、試行の趣旨を踏まえまして、試行実施件数の積極的な確保を図っていくこととしております。

次に、(4)の指名業者数についてでございます。

250万円以上3,000万円未満の条件付一般競争入札の平均応札者数とか九州各県の指名業者数等を考慮いたしまして、10者以上としたいと考

えております。

なお、指名業者の選定に当たりましては、現在、条件付一般競争入札において設定しております地域要件に該当する企業の中から、指名業者の選定基準に基づき決定することとしております。

また、資料にはございませんけれども、選定された指名業者と予定価格の公表時期につきましては、現在の取り扱いと同様に、事後公表とさせていただきたいと思っておりますので、補足させていただきます。

次に、21ページをごらんください。

(5)の指名業者の選定基準についてであります。

災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図るため、以下の評価項目を設定することを基本といたしまして、透明性を確保するため、評価項目の内容や評価方法を公表してまいりたいと考えております。

また、指名業者の選定に当たりましては、公正性・客観性を確保するため、客観的なデータを用いて評価し、各項目の評価を合計した数値の高いものから順に指名してまいります。

評価項目及び評価方法の内容につきましては、22ページの別紙1で御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

まず、1の評価方法についてでございますけれども、選定の対象となります建設業者ごとに、2の評価項目に掲げています①から⑭までの各評価項目の評価を集計いたしまして、その合計点の高い順に順位づけいたします。

なお、順位が同順位の場合には、①から⑭までの評価項目の中から項目を選んで再評価し、順位を決定した上で、上位の業者から規定した指名業者数を選定いたします。

次に、2の評価項目についてあります。

資料には記載していませんが、平時におきまして、県内各地の建設業者に技術者や建設機械などが確保されていることなどによりまして、災害時の迅速かつ円滑な施工につながるものと考えておりますことから、工事現場に近い企業が応札できる機会が確保されること、また、平時において災害に対応できる体制を確保していくおくこと、工事の品質を確保することができること、建設業者の育成の観点から応札や受注の機会の確保を保つことなどが重要でありますので、それぞれの評価項目につきまして、ただいま申し上げました観点ごとに説明してまいりたいと考えております。

まず、県内各地で発注される工事を現場に近い企業が受注することで地域の企業の育成が図られると考えておりますことから、工事現場の位置関係といたしましては、②の地域特性及び③の現場までの距離を評価してまいります。

次に、平時において災害に対応できる体制が確保されている場合、迅速な対応が可能となりますので、⑥の雇用している技術者の評価及び⑧の防災協定への加入、⑨の建設機械の保有を評価してまいります。

次に、技術力が高く優良な建設業者を選定することが工事の品質確保につながりますので、①の完成工事高の評価及び⑦の専門性の評価、⑩の工事成績、⑪の施工実績、⑫の社会貢献を評価してまいります。

次に、応札や受注機会の平等性を確保することで、地域の建設業者の育成につながりますことから、④の県工事受注状況及び⑤の県工事指名状況を評価してまいります。

最後に、応札の意欲と実績といたしまして、⑬の県工事への参加意欲及び⑭の入札参加実績

を評価してまいります。

以上の14の評価項目を客観的データを用いて評価いたしまして、指名業者の選定を行うこととしております。

次に、指名業者を選定する際のイメージにつきましては、23ページの資料で御説明いたしますので、23ページをごらんください。

左から2列目のところに等級区分や地域要件を満たす建設業者が並んでおりまして、左から右にかけて①から⑭までの評価項目が並んでおります。また、その右側に「総計」、「同順位の判定」、「最終順位」が表示されております。

したがいまして、これを横に見ていただきますと、各項目の評価が並んでおりまして、右からその合計が合計点のところに示されまして、最終順位が表示されるような格好になっております。

この網掛け部分の数値が10以内である建設業者を指名業者として選定するというイメージを考えております。

恐れ入りますが、再び21ページにお戻りください。

続きまして、(6)の検証項目についてでございます。

試行期間中に実施いたしました建設工事につきまして、下のほうに記載しております14の項目につきまして入札方式ごとに比較検証し、受注者等へのアンケートも行いながら、総合的に評価することにしておりますが、この14の中でも特に下線を引いた事項、④の入札手続期間、それから、⑥の不調・不落・辞退の状況、⑦の工事現場に近接する企業の受注状況、⑩の入札に参加しながら受注できていない企業の状況等につきましては、地域の建設業者の育成に通じた災害対応力の強化に資する項目として特に着

目いたしまして、詳しく分析していきたいと考えております。

なお、検証項目につきましては、現時点で想定している項目でございますけれども、試行期間中において、試行の状況等を考慮し見直す場合もあろうかと考えております。

最後に（7）の今後の進め方についてであります。

①の試行案の決定につきましては、今回の常任委員会の皆様の御意見を踏まえまして、入札・契約監視委員会における調査・審議を経ました後に、最後、副知事を委員長といたしまして、各部長等が構成員になっております入札手続等改善検討委員会におきまして、月内に決定してまいりたいと考えております。

次に、②の土木一式工事以外の対象工事の試行開始時期につきましては、条件付一般競争入札との比較検証に必要な件数を確保するために、9月末を目途として試行を開始したいと考えております。

次に、③の検証結果と平成26年度以降の方針の公表についてでございます。

今年度に試行結果を分析し、検証結果及び来年度以降の方針につきまして、2月議会において報告させていただき、決定してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、24ページの別紙2をごらんいただきたいと思います。

検証項目と検証結果の評価方法等について記載しておりますが、中ほどに、価格競争方式、総合評価落札方式、指名競争入札とありまして、それぞれにつきまして、評価項目ごとの数値を点数化して記載していく方法でやっていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。

資料の25ページをお開きください。

乾しいたけ品評会等についてであります。

初めに、（1）の第58回宮崎県乾しいたけ品評会についてであります。乾しいたけは、山村地域におきまして、主要な作物として貴重な収入源となっており、中山間地域の振興に大きく貢献しております。このため、生産者の生産意欲の高揚と品質の向上を図ることを目的として毎年品評会を開催しております。本年度は去る4月の17日と18日の両日にかけて、箱物、袋物に分けて審査をいたしました。

②の表にありますとおり、品評会には、県内から袋物で468点、箱物で223点の合計691点の出品がございました。審査の結果、③の表にありますとおり、アの個人の部では、最も優れた農林水産大臣賞に五ヶ瀬町の甲斐和幸さんの箱物を決定したほか、書いてありますように、林野庁長官賞2点、知事賞2点をそれぞれ決定いたしました。

また、イの団体の部では、優勝は諸塚村、準優勝に椎葉村、第3位に五ヶ瀬町を決定いたしました。

26ページの④の写真でございますが、これは、上位の入賞品でありまして、その下の⑤の写真は、審査状況の様子でございます。

次に、（2）の第4回宮崎県乾しいたけ生産者大会であります。本大会は、生産技術の向上と生産者価格の安定を図ることを目的に開催されております。本年度は、去る6月5日に、生産者約350人の参加のもと日向市で開催され、品評会の入賞品の展示、それから、入賞者の表彰を初め、記念講演や若手生産者による発表会などが行われております。

最後に、(3)の乾しいたけの生産状況等であります。24年の生産量につきましては、現在調査中でございます。昨年、23年の生産量は、冬場の低温等の刺激により多くの発生が見られましたことから、春先雨不足のマイナス要因も一部ありましたけれども、全体的には前年を若干上回る606トンとなっております。また、価格につきましては、原発事故の影響による風評被害や個人消費の落ち込み等によりまして、近年下落傾向となっております。

説明は以上でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 常任委員会資料27ページをお開きください。

本年4月1日よりスタートいたしました木材利用ポイント事業につきまして御説明申し上げたいと思います。

この事業につきましては、国が直接実施する事業ではございますけれども、県産材の需要拡大、またポイントの交換商品でございます地域の農林水産品等により、地域経済の活性化に大きく寄与するものとして期待しているものでございます。

では、まず、(1)事業目的等でございます。

木材は、炭素を長期にわたって固定貯蔵するため、その利用は地球温暖化防止に貢献するものでございます。また、特に地域で生産される木材や木製品を積極的に消費することで、資金が地域に還元されまして、植林や間伐などの森林整備による環境保全に寄与するとともに、地域の雇用確保や地元林業木材産業の活性化等を通じて、地元産業の振興にも役立つものでございます。この事業につきましては、地域材を活用した木造住宅の新築や内・外装の木質化工事、また、木製品等の購入の際に木材利用ポイント——1ポイント1円相当でございますが——こ

れを付与いたしまして、地域の農林水産品等との交換を行う国の事業でございます、国の平成24年度第1次補正予算におきまして410億円が計上されておるところでございます。

次に、事業の仕組みも含めまして、簡単に御説明申し上げます。

28ページの図をごらんください。(2)取組状況等とあわせて御説明申し上げます。

まず、一番下の欄をごらんください。ポイント付与対象でございます。こちらにございますように、木造住宅の新築、また、内装・外装の木質化につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手したものが対象になります。付与されるポイントでございますけれども、新築等の場合には30万ポイント、内・外装の木質化の場合につきましては、面積に応じまして、最大で30万ポイントが付与されるということになってございます。

次に、木材製品、木質ペレットストーブ等の購入でございます。こちらにつきましては、平成25年7月1日から26年3月31日までに購入されたものが対象でございます。資料には、ポイント数が書いてございませんけれども、先般、最大で10万ポイントが付与されるということが決定したところでございます。

また、この対象となる木材でございますけれども、あらかじめスギなどの樹種が地域材として指定されておりまして、こういったものを使ったものにつきましてポイントが付与されるということになってございます。

また、交換商品といたしましては、そのポイント付与対象に上のところに四角で囲ってございます、交換商品提供事業者の中の括弧の中をごらんください。ここにございますように、地域の農林水産品、また、地域の商品券ですとか、

また、森林づくりの活動等に対する寄附、こういったものと交換できるということにさせていただきます。

次に、27ページに戻っていただきまして、(2)の②でございます。ポイント申請期間でございます。こちらにつきましては、7月上旬と書いてございますけれども、こちらにつきましても、7月1日から申請受付が開始されるということで決定したところでございます。

続きまして、各組織の取組状況でございます。大きく分けて3つに分けて御説明申し上げます。

まず、1点目、全国事務局でございます。全国事務局は、28ページの真ん中にご覧いただけますように、電通ですとか、全国木材組合連合会ですとか、こういったものからなりますコンソーシアムが設置されておまして、ここにおきまして、木材供給業者、交換商品提供事業者、こういったものの募集を行ったり、施工業者の登録、また、施主様に対するポイントの発行事務などを行うこととなっております。

今後、6月下旬までに、県内にポイント申請窓口を10カ所程度設置いたしまして、7月1日からポイントの申請受付を開始するという予定になってございます。

次に、都道府県協議会でございます。全国事務局の上の欄をごらんください。当県におきましては、本事業の都道府県協議会といたしまして、本年2月に知事をトップとして設置しましたみやざき木づかい県民会議、こちらを位置づけてございます。スキーム図にご覧いただけますとおり、住宅施工業者の登録につきましては、この都道府県協議会を経由しまして行われることとなっております。これまで、適宜この協議会におきまして事業の周知を図ることはもとより、5月中旬に住宅施工業者等の登録につきまして

説明会を実施したところでございます。6月上旬には、住宅施工業者の認定を行いまして、全国事務局に申請を行ったところでございます。

最後に、県としての取組でございます。都道府県協議会でございますみやざき木づかい県民会議と重複するところが多いところでございますが、県といたしましても、事業内容の周知に努めてきたところでございまして、今後とも、みやざき木づかい県民会議と連携しながら、ホームページ、また、テレビ、ラジオ等を通じまして、県民の皆様、また関係者への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑に入りたいと思います。

○横田委員 指名競争入札についてお尋ねしますが、22ページの選定基準ですけど、この評価項目の③現場までの距離は、一定の距離単位と書いてありますが、例えば10キロなら10キロ圏内にある業者は同じ評価ということで理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤自然環境課長 これにつきましては、認定のためのプログラムを作成中でございますけれども、今申しましたとおり、一定の区域——それが、ちょっと何キロになるかはっきりわかりませんが、そういう御理解でいいと聞いております。

○横田委員 同じ評価ということですね。

○佐藤自然環境課長 そうですね。

○横田委員 次、④工事受注状況ですけど、これは、受注した業者は一旦下にずっと下がるということですか。

○佐藤自然環境課長 それにつきましても、下

がる——どういうふうに点数化するというのはまだ決まっておられませんけれども、趣旨といたしましては、なるべく受注機会の均等を図ることから、下がると思いますか、下のほうにランクづけされるという考えでおります。

○横田委員 それは、⑤の指名状況も同じような内容ということで理解してよろしいですか。

○佐藤自然環境課長 そうです。

○横田委員 ⑨の建設機械の保有ですけど、今仕事全体が少なくなっている中で、なかなか取れない状況が——それぞれの中で機械を常時保有しているというのは非常に、小さな業者ほど厳しいかなという気持ちもするんですけど、これは、リースとかでもだめということなんですか。

○佐藤自然環境課長 今一応考えているのは、常時、自己所有ということで考えておると聞いております。だから、*リースは対象に入らないということです。

○横田委員 ⑭の入札参加実績ですけど、これは、一般競争入札に何回応札したかということですか。

○佐藤自然環境課長 ⑭につきましては、いわゆる建設業者として登録されている方の中にも、県のやつに余り入らなくて、市町村だけという方もいらっしゃるようでして、一定期間応札がないということで考えております。

○横田委員 済みません、もう一つ。23ページのやり方で10何者か指名する業者を選ぶんでしょうけど、これは、あくまでも選ぶための方法であって、実際落札する業者というのは、やっぱりこの中で一番価格の低かった人が落札ということですか。

○佐藤自然環境課長 今、委員がおっしゃられたとおりでございます、この評価項目により

まして10者を選びまして、あとはもう価格の競争ということになります。

○蓬原委員 今の話ですが、指名業者の選定基準の⑫社会貢献、これは、以前ほかの議員からもボランティア——具体的にいいますと消防団なんです。確かにボランティアとして非常に目立つところなんですけど、例えば、子供さんがいると、後継者で。実は娘さんしかいない。消防団に入りたいけど、消防団は女性を受け付けてないということです。その社長さんは、何回となくその消防団に申し入れをしたらしいんですけども、ラッパ隊というのがあるんですけど、それはラッパが吹けないといけないし、それは杵がありますからなかなか入れないということで、我々としては非常に困るんですけど、なんとかならないでしょうかということでしたが。ボランティア等となっていますが、例えばそういう消防団に入れたくても入れられない人とか、それは別な評価というのはどうなのか、ちょっとその辺の考えを教えてください。

○佐藤自然環境課長 今、お話のありました消防団員の雇用状況の関係以外にも、ボランティア等の地域貢献の実績、それから、2番といたしまして、防災協定の加入状況、3番目が災害復旧工事等の実績、それから、緊急施工工事の実績、それから、道路パトロール等の実績、または河川のメンテナンスの実績等の、これらのものから3つ以上の項目があれば該当するというので聞いておりますので、先ほどありました消防団員がなくても可能性はあるということだろうと思います。

○蓬原委員 だから、ここには選定の項目が14あるわけですけど、先ほど横田委員から一定の距離というようなお話がありました。努力して

※31ページに発言訂正あり

もどうしようもないことっていうのがあるわけです。距離とか。ところが、いい仕事をする、いい技術力を持っているということは、これは努力でできることじゃないですか。だから、そういう努力ではどうもならんことが評価として高い点数になると困るということだから。今のボランティアについては10何項目あって、3つ満たせばいいということだから、消防団については、そういうことでカバーできるのかなとわかりましたけど。この評価項目14の中の——23ページに評価をする選定のための点数表みたいなものがあるわけですけど、14の中のこれみんな均等の評価ですか。それとも、点数配分が14項目それぞれ違うんですか。

ここに、1番、〇〇建設、合計点100というのがあります。これはどこを足していったら100になるのかなと思って。同一業種は75とか、⑩は81ってあるんですが。これは管理課じゃないとわからないですか、細かいところは。

〇佐藤自然環境課長 先ほど申しましたように、なるべく基礎データをもとに算定できるようにプログラムを組んでおまして、詳細については、ちょっとうちのほうではわかりかねる部分がございます。

〇蓬原委員 細かいところは、じゃあ管理課じゃないとわからんということで、確認ですが、はっきりおっしゃっていいんです。担当は、管理課ですか。これ聞いてもわからないんでしょう。

〇佐藤自然環境課長 わからないということちょっと語弊があるかもしれませんが、特に細かい評価項目とか、その点数——点数というか、重みづけ等については、なかなかうちのほうではわかりかねる部分がございます。申しわけございません。

〇蓬原委員 それはそれだと思います。ここは

所管して、専門的にやられたわけだから、それ以上聞きません。

あと1点、この前有岡副委員長から違算、韓国韓流映画じゃないです。違算、間違いです。これは現実に50万出ていたと思います。私も、前、商工観光労働委員会にいたときに、この話を、これは県土整備部に質問したことがあるんです。やっぱり結構な数が出ていました。現実に、都城土木事務所管内ですけれども、泣きついてこられた会社もありました。この違算というのは物すごい罪が重いんです。会社は、先ほどの一定の距離等々ありましたけど、こういう仕事があると、そのために一生懸命みんなで積算に次ぐ積算をして、これでもかこれでもかという計算をして、1円単位で決まるわけですから。やっているわけです。これで間違いないというところまで計算をしてやった。ところが、自分のところが落札できなかった。おかしい、絶対おかしい。聞いてみたら違算だった。別な人が落札してしまった。事後公表で、その予定価格も公表してしまった。もう今さらどうしようもない。もう一回やり直しだというわけです。これは、業者としてはたまらんです。とれないわけですから、もう一回組みかえやる。また、何かランダムですか、数字を変えてやるものだから、もうとれなくなってしまうと、そのために一生懸命やってきたのにとれない。それで、社員も抱えて、技術者も抱えているということなんです。結果的には、その会社は倒産しました。

だから、この違算というのは、相当減る方向にないですね、この前、有岡副委員長の話を聞いてみると。何か対策を考えんと、ああ間違いましたで済むかもしれないけど発注側は。それは受け手はたまらんですよ、本当に。

だから、これについての感想と言ってもあれでしょうけど、部長どうですか。

○堀野環境森林部長 環境森林部でも、現実的に違算があります、正直。その場合に、そういった入札のやり直しとか、そういうこともございます。確かに、県土整備部長が申しあげましたけれども、その業者の方への御迷惑、さらにはその工事自体が遅れるとか、そういうこともありますので、非常に大変申しわけないというふうに感じています。

そういった意味で、従前からそういった違算が起こらないようなチェック体制とか、また、資質の向上とか、そういったことに取り組んでいるんですけども、どうしてもゼロにならないというのがもやもやというか、我々もジレンマを抱えているのも事実でございます。

ただ、先ほど申し上げたようなこともありますので、我々としては1件でも減らしていきたいと考えております。

○蓬原委員 その場合のその次の入札のあり方ですよね。やり直しになるわけでしょう。だけど、それはあとでつき合わせて計算してみたら、その落札したであろうその会社の計算は正しかった。解は一つしかないわけだから、数学の解は。発注者が間違っていたわけだから、ごめんなさい間違っていました、正式に計算したらこうでしたと。その落札者をその時点で発表してしまったかもしれないけれども、そこで抗議があつてつき合わせてみたら、いや、実はこっちが正しかった場合には、堂々と自分たちの間違いを、非を認めて、こっちが正しかったと、やりかえるというか——あなたが落札、間違つてB社が落札と言った。でも、本当は、抗議を受けてやってみたら、A社が正しかったと。実は間違いだった、A社って返してもおかしくな

いんじゃないですか。

○堀野環境森林部長 その工事の内容なり、積算が、違ったもので積算した業者もいれば、また、それを正しい方法でやった業者もいるという場合も出てきます。そういった意味で、平等な機会にならないものですから、やはりやり直さざるを得ないということで、やり直している事例が多いと思います。

○蓬原委員 その場合、例えば、本来落札したであろうと思われるその会社は、そのために相当な時間を費やしているわけですよ。経営がかかっているわけですよ。じゃあ、その分についての補償とか、そういう考えが何かないんですか。

○堀野環境森林部長 そういった補償は、制度上といたしますか——もうおわびするしかないというような形になるんだろうと思います。

○蓬原委員 しつこく言いますけど、これは絶対あっちゃいかんことだと思うんです。例えば、入学試験を子供が受けるのに、試験を出した側が、実は正答は、例えばある数字があつたのに、別な数字を正答としてしまっていて、その子が、すれすれでその学校に通らなかったということを考えれば、人生狂いますよね。それと似たようなことだろうと思うんです。

だから、これについては、もうちょっと真剣にやはり発注側としてはお考えいただかないと。いや間違つてましたわ、済みません、補償もしませんわということでは、特にこういう公共事業が減って、さっきは倒産したと言いましたが、現実に倒産しています。それが直接の原因ではないにしても、そのとき仕事が、大きな仕事でしたから、とれておれば、うまくまた回転したかもしれんわけでしょう。だから、そういうことがあるので、これは、絶対出さない。もし出

た場合はどうかするという、別なところの救う道とか、そこは考えていいんじゃないかと思うんだけど。ちょっとまだ私としてもそのあたりのあり方については、間違っていました、済みません、ごめんなさい、謝るしかありませんって、それはどうかなと思うんだけど、もうきょうはここまでにしておきますけど。そのあたりについては、何かあってもいいんじゃないかなということを要望しておきたいと思います。

二度とその違算というのがないように、またお願いしておきたいと思います。

○岩下委員 22ページの9番、建設機械の保有ということで、さっきリースはだめですというような表現がありましたけど、実際に建設業者関係で厳しい状況でなかなか仕事量が少ない。そういった点で、建設コンサルタントとか、いろんなところでいうと、その機材関係はもう処分しなさいと、維持管理がなかなか大変で、そして、何とか会社を立て直すために、機械を処分して勝ち残れというぐあいに指導を、佐賀県なんかではそんな方式じゃなかったかと思うんですけども。宮崎県の場合は、そういった、会社を身軽にして、処分できるものは処分してやってという指導は、かなり厳しい時代にはなかったんですか。

建設業者で、ある意味では仕事がなかったんで、重機材を処分して、それで、事業が受注できたらリース会社で借りて重機を使っているんだと言ってますけど、これが、入札関係で、機材のない、機械はないのは点数が悪くなりますよというのは、何か厳しいような気がするんですけど、考えを聞かせてください。

○佐藤自然環境課長 今の御指摘の点につきましては、ほかにも御意見いただいております。ただ、今の段階では、先ほど申しましたような

考え方でやりますけれども、アンケート調査等も実施いたしますので、その辺、さっきの建設機械の所有のみならず、ほかの項目につきましても、アンケート調査等の意見を取り入れながら、最終的に検討してまいりたいということで考えたいと思っております。

○山下委員長 誰か担当でこの項目を決めるときに、そういう話は出てなかったんですか、協議された中で。誰か行ってるんじゃないの。技術担当次長、そこ辺の議論はしてないの。

○楠原環境森林部次長 ワーキングに担当レベルで行くケースあります。今回の入札についてはもっと大きいくくりで意見は言っておりますが、今おっしゃった機械保有については、あくまでも今回の整理につきましても、とにかく災害への対応、そういった意味では、地域に密着した業者さんの育成が大事だというのがベースになってきておりますので、それをもとに現在、試行案がつけられているということでもあります。

○山下委員長 いまいちわからんけれど、そこ辺が。

○岩下委員 じゃあ、もう一言だけいいですか。

○山下委員長 どうでしょうか。もう10分になろうとしているんですが、これは午後やるということ。

午後の時間帯にちょっと御足労ですけれども。それでは、ちょっと長引きますけども、午後1時開始ということでよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 それでは、午後の会議を開きます。

○佐藤自然環境課長 済みません、先ほどのり

ースの関係について不十分な説明であったことをまずおわび申し上げます。私の理解が不十分で結果的に間違った答えを申ししてしまいました。今管理課に確認しましたところ、過去にはリースを、もともとこのデータの集積が経営事項審査ということで、建設業さんから聞き上げるデータをもとにつくっているということなんですけど、現在はリースも認めているということでございます。それで、先ほど私のほうのリースは認めませんという言葉をちょっと訂正させていただきたいと思っております。

それから、先ほどの資料の23ページのこのイメージの表がございましたけれども、これは、あくまでもイメージでございまして、今後また7月の試行に向けて詳細は詰めていくということで、イメージということで御理解いただきたいと思っております。

そして、リースの期間につきましては、経営審査事項の基準日、一般的には会計年度で決まるようでございますけれども、1年7カ月ということみたいです。ですから、基準日から最低1年7カ月持っていれば認めるということになっているようでございます。

それと、先ほどちょっと申しましたけれども、今いただいた意見とかにつきましては、今後、また7月に向けて協議の場がございますので、そこら辺も含めて検討いたしますとともに、ずっと3月に向けて試行する間にも、アンケート調査等がございますので、その辺も含めて、よりよいものにしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。済みませんでした。

○山下委員長 関連で指名競争入札、何かありませんか。

○蓬原委員 今の御説明、イメージですよね。

イメージはわかります。例示しているわけでしょう。ここに100という数字があれば、足してみたら100になるように、90なら足してみたら90になるようになればもっとイメージがよくわかるんです。足して合わんから。だから、これを課長に言っても仕方ないので、管理課に言ってください。お願いしておきます。

○佐藤自然環境課長 重要な意見として――申しわけありませんでした。

○蓬原委員 足したら合うように、イメージが壊れるんです。

○山下委員長 関連で何かありませんか。

○緒嶋委員 この指名によって応札しなかった場合、それについて何もないの。指名はしたが、応札しなかったものに対しては何もないわけ。

○佐藤自然環境課長 これは、あくまでも現在の考え方でございますけれども、ペナルティは一応考えていないということで聞いております。

○緒嶋委員 それで、今度は逆に発注のほうは困りやせんと。

○佐藤自然環境課長 困ると申しますと、具体的には。

○緒嶋委員 それは、やっぱりあなたたちは適正な評価で指名をしたのに、業者がそれに応えんということでは、そういうことだったら、何のために指名したかわからんわけじゃない。

○佐藤自然環境課長 これにつきましては、先ほどアンケート調査もありましたけれども、アンケート調査の中でも、入札に参加しなかった理由等も含めて、アンケート調査をやるというふうに聞いております。ですから、理由はいろいろあると思うんですけど、それが、もし制度的な不備とか、そういうものにつながるものであれば、改善の検討材料にしたいということだ

ろうと思います。

○緒嶋委員 それと、できるだけ災害を中心と
いうような感じですか。それと、県土整備部と
環境森林部、農政水産部の発注の時期によって、
いろいろ指名業者が同じような人が、基準に合
わせれば同じような人が同じ感じで指名される
ということはあるんですか。

○佐藤自然環境課長 今回の点につきましては、
どうしても、管理しているデータの修正が必要
になりますので、例えば、きのう県土整備部の
入札でとった人が、その何日か後に、農政なり、
環境の部分の入札があるということになります
と、最低でも、それなりのデータ修正の期間が
必要になってますので、今のところ、基準日
を中心に考えるということにしております。

ですから、今御指摘のありましたような多少
のタイムラグ的な問題は出てくるんじゃないか
と考えております。

○緒嶋委員 あくまでも試行だから、そういう
ところをできるだけ是正というか、やっぱり試行
というのはそういうことで、不備をただしなが
ら、不備というか、いろいろ考えられることを、
やっぱり発注者も受注者も納得するような形に
最終的にならんと、特定のところだけ結果とし
て指名されたというふうなことでは、また公正
性を逆に欠く恐れもあるわけ。だから、そこ
辺を十分配慮しながら、ただ、県土整備部だけ
の入札ならいいけど、3部がそれぞれやるとい
うことになる、一つのルールが同じようなル
ールでやれば——だから、ある意味では、私は
部分的には、環境森林部は環境森林部のルール
があってもいいんじゃないかなと、そういう気
もせんでもないんです。やっぱり治山とか、特
殊な場所の問題とかいろいろな場合には、全
てを画一のルールだけでやるというのが、逆
にいい

のかなという気もせんでもない。これは、試
行しながらいいほうに持っていくということ
であるし、やはり、それは、環境森林部は環
境森林部のある程度の考え方も私はあつて
いいんじゃないかなという気もするわけです。
そこ辺も頭に入れながら、今後3部で調整
する必要があるんじゃないかなという気が
します。

○岩下委員 地元の声をちょっと聞いて
ください。2～3の建設業者の方から聞いて
いるんですが、県土整備部の事業と振興局
の事業、これで、検査項目とか書類が、
県土整備部のほうに比べれば、振興局の
ほうはえらく書類提出やら検査項目が非
常に多いと。容易ならんとじゃと。だから、
何とか統一できるような形で、せめて
県土整備部がやっているような検査項目
ぐらいにさせていただくといいんだがとい
うのを、直接聞くもんですから、ちょっ
と御意見をお聞かせいただくといいと思
うんですが。

○佐藤自然環境課長 そういった声は聞
いておりますが、基本的な考え方として、
県土整備部の工事に比べまして、例えば
うちのほうで持っています林道工事なん
かは、何も無いところから切り取りをし
て、構造物をつくって、排水溝をつくって
ということですので、どうしても、工種
が多くなるということで、ある程度ふ
えてくるのは仕方ないかなとは思って
います。

ただ、そういう過度な負担をかけるとい
うことは、いろいろ問題もござい
ますので、公共3部で平成21年度から
簡素化に向けたワーキングですけれど
も、やっております、その辺を含
めて、今後なるべく減らすような方
向で考えていきたいと思っております。

○岩下委員 業者の方は本当は受
けたいんだけど、あんまり書類が多
いんで面倒くさくて大変だと。だから、
そういった点では、不落も結

構あるんじゃないのだろうか。受けたくてもできないんだというのがありましたけど、地元の声として聞いてみてください。改善できるものがありましたら、何とかできることはお願いしたいと思うんですが、要望です。

○前屋敷委員 説明資料の19ページの水質検査のことで御報告いただいたんですけど。地下水のことですが、環境基準を未達成というところが18地点あったということで、ずっと継続して調査をした結果、こういうことのようなんですけど、心配されるのが、この地下水が何に使われているのか。井戸水が。飲料には使われてはいないんですよね。

○上山環境管理課長 飲料には使われておりません。

○前屋敷委員 ずっとこの基準値を上回っているということなんですけど、何か対策か何かは講じているんですか。それとも、きっちり検査をして、公表してという時点で、もうほかに害は及ばないという判断なんですか。

○上山環境管理課長 それぞれ要因がございまして、例えば砒素とか、そういったものについては、もうもともと土の中、土質に含まれているものです。こういったものについては、もう除去のしようがございませぬので、環境基準をちょっと超えたからといって、結果として、それが、飲用として適さないかというのはまた別の検査がまた必要になってきますから、その状況を地域の方にお知らせして対応していただくというような形になろうかと思えます。

あと、それ以外に、今度は、以前そこに工場があったとか、病院があったとか、いろんな形で化学的なものが検出される場合がございます。それについても、地下水ですので、それに除去というのはなかなか難しいものですから、やは

り、そういった事実をお示しすることによって、地域住民の方には適切に対応していただく。それに対しては、当然保健所なり、そういったところがまたアドバイスをさせていただくことになろうかとは思いますが、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○前屋敷委員 じゃあ、状況といいますか、今後も実態はきっちり公表していくということですね。

○上山環境管理課長 はい、そのように公表していきたいと考えております。

○横田委員 14ページの水源地域保全条例についてですけど、これは、昨年度の県議会の提言を受けて検討していただいているということなんですけど。当然、山も地権者の固有財産ですので、売る自由というのは地権者にあると思うんですけど、その利用目的が不明な場合などは、その個人の権利といいますか、売る権利なんかも、ある程度制限がかけられるということになるんでしょうか。

○川野環境森林課長 今回の条例でございまして、結局、利用目的がわからない土地等があるということで、今回、条例の主な点は、事前届出をしていただくということでございまして、これは、売る側の方が、今から売ることについての届出で、その中には、やはり相手方とか利用目的とか、そのあたりも届出の中に盛り込まれると思えます。

実際、その民衆の売り買いの中で規制とかそういったものはなかなかかけにくい部分はございますが、やはり、水源地域としての機能が保全されると、その土地がそういった機能を持っているということ、土地を持ってらっしゃる方たちに御理解いただくということが重要かなということございまして、そういう届出をす

ることで、その辺の助言ができるのではないかと
いうことで、こういった条例をつくっていく
と。規制をかけるという形ではないと思います。
ただ、届出という形で、ある程度の負担をおか
けますので、これから、やはり市町村や外部
有識者、いろいろな方たちの御意見を聞きなが
ら、どういった制度をつくっていくかというこ
とは十分議論を深めていきたいというふうに考
えております。

○横田委員 ここに「一定の限界はあるもの
の」って書いてありますけど、まさにそうだと
思うんです。でも、こういう取り組みをすること
で、その土地の重要性といいますか、それら
を意識づけしていくというのは非常に大事なこ
とだと思いますので、よくわかりました。よろ
しくお願いします。

○山下委員長 そのほかありませんか。環境森
林課長、何か修正があるということ。

○川野環境森林課長 済みません。先ほどの説
明で訂正をお願いしたいと思います。先ほど御
説明しました森林環境税と産業廃棄物税の滞納
額の御説明をさせていただきました。先ほどの
説明は、滞納繰越分の金額を申しあげましたけ
れども、その中に、現年課税分の滞納額の高額
が、説明が漏れておりましたので、それを訂正
させていただきたいと思います。

まず、森林環境税でございますが、個人県民
税として、現年分、それと滞納繰越分を合わせ
ますと1,987万5,000円が滞納金になります。そ
れと、法人県民税につきましては、現年分と滞
納繰越分を合わせますと25万5,000円となりま
して、合わせて2,013万円、徴収率は93.6%とな
ります。

以上、訂正をお願いします。

○神菊循環社会推進課長 同様に産業廃棄物に

ついても訂正させていただきます。先ほど800万
円ほどというふうに申し上げておりましたが、
現年分が787万3,000円、滞納繰越分が817万5,000
円でございます、計1,604万8,000円ございま
す。おわびして訂正いたします。

○山下委員長 よろしいですか。それでは、そ
の他何かありませんか。

○緒嶋委員 先ほど、蓬原委員の違算の問題で
すか。その違算が起こる原因をどのように、何
が原因で起こるかというのを、そこ辺を徹底し
て精査して、できるだけ原因がないようにせん
といかんわけで、そこ辺はどういうふうに考え
ておるか。違算が起こる原因、もとは何で違算
が起こるのか。計算違いといえばそれまでだけ
ど。

○堀野環境森林部長 設計をする段階で、入れ
ないといけないものを入れてないとか、また、
これは、県土の例でもあるんですけれども、適
用する場所を間違えてたり、そういった条件を
入れ間違えとか、そういった事例が多いんだと
多いです。

○緒嶋委員 それをチェックする機能というの
が、それこそ機能してないということでもある
わけです。だから、そういう原因が、そういう
のがあるということがわかっておれば、チェッ
クでその原因を消滅させんといかんわけやから。
そこ辺の体制的なものが、やはり何か緊張感と
いうか、一言でいえば、それが欠けておるとも
言われると思うんですけど。何によってそげな緊
張感が低下しておるとか、そこあたりはどうい
うふうに理解しておるんですか。

○堀野環境森林部長 最近でいけば、違算とい
うのは少なからずありますので、それぞれの職
員、また上司等々、そういう危険性というか、
それが発生する可能性というのは十分認識して

いると思います。ただ、それでも出てきてしまった点が、発生するたびに、その原因なり、チェック体制なり、いろいろ話し合っただけで済ませても、どうしても出てきてしまうというのが現実です。

○緒嶋委員 それと、その違算がわかるというのは、応札した後でわかって——その前に違算がわかれば修正とかできるわけだが。だから、その応札する時点が問題になるわけやね。業者が知っとしても黙っとる人もおるわけ。だから、応札以後の異議申し立てせんとか、消防なんかそうしとる、消防は。審査するとき、異議申し立ては認めんって、それぐらいやる。事前の異議申し立てならもう認める。もう極端に何百万も違うものは別として、やっぱりある程度の金額の0.何%とかの違算は、当然設計変更というのはあり得るわけやから、それからすれば、やはり、応札日の事前の異議申し立ては、それは当然認めるが、応札日以後のそういう異議申し立ては認めないというぐらいの姿勢はとれんとか、これは。

○堀野環境森林部長 基本的には、業者の方が終わった後に、こういう間違いがあるよねというので言われるケースが多いと思うんですけども、ちょっとそこは公共3部で意見交換を試みたいと思います、そういうことが可能かどうかを含めて。

○緒嶋委員 国交省なんかは、違算なんかは絶対応札後のはもう受け付けないというか、それぐらい徹底してあるわけです。だから、それはもう極端に大きいのは別にして——それと、もうそれこそ職員そのものも守れんじやろうと思う。違算をしたくて違算をする職員は誰もおらんと思う。しかし、結果として、そういうもう完璧を狙いながら、それはもうなかなか容易で

ないわけやから。やはり、ある意味では、そういう職員の立場も考えながら、職員を何とかして守るといような意味も含めて、問題は金額やらもあるけど、やはり何とか方法はないかということやらんと。事前の違算の申し立ては当然やるが、以後のはだめだと。そうすると、落札したところは、違算があっても黙っとるかもわからん、極端にいえば。

そういうことで、もう本当に職員の皆さんの気苦労まであると思っている。落札して決定して——だから、今局長やら土木事務所長は、頭下げるのが上手な人しか、違算が出ました、申しわけないって、そういう断りが上手な人しか所長にはなれんことになる、もう極端にいえば。そういうようなことじゃ情けないし、何とか、そこ辺を、やはり職員を守るというような気持ちも含めて、何か対策を立てんと私は大変だと思う。特に今、コンピューター、パソコンの時代になれば、ますますもって、業者の皆さんのほうが、そういう精通した人がふえてくれば、県の職員のほうが後手後手に回っておるような感じにもなるというふうに思いますので、3部でやはり万全の対策ってできんかもしれんけど、何らかの対策は当然とっていくべきだということ強く要望しておきます。

○堀野環境森林部長 基本的には、違算はあつてはならないことですので、そのミスをなくすということを徹底していきたいし、努力していきたいと思います。

また、今の御意見を踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、公共3部で話し合っみたいと思います。

○緒嶋委員 今、農政や商工の中ではフードビジネスというのが一つのキーワードみたいになっておるんじやけど、やっぱり私は、環境森

林部はウッドビジネスを充実させにやいかんと思う。そこあたりは、今はバイオマスとかペレットとかいろいろなチップとかつくることによって需要拡大、また、22年もスギ生産日本一というのが本当に生かされるようなウッドビジネスをどう確立するかというのは——中山間地が疲弊してきたのは、やっぱり山が生かされていない。山が疲弊しておるから、山林が疲弊しておるから、こうなってきたわけ。そのために、日本スギを生産しておるから、逆にいえば日本一苦悩も多いわけです。苦しいわけ。それが、うまく売れば、採算が合うような価格で売れば、それは山が生きてくるわけ。すなわち、山村も活力が出てくるわけよ。ところが、それが無いのだから。そこ辺を含めたら、これは県全体で、環境森林部だけじゃない、やっぱりフードビジネスと同じで、全庁的にウッドビジネスを充実する方策を考えなければ、環境森林部だけ——これは日本全国の問題でもあるけど、どうにもならんんじゃないか。そして、今はもうしいたけまで採算ベースを割っているわけ。燃料は高いし、もう本当、しいたけ農家は、品評会なんかで表彰されるのはいいけど、全体的にみたら、品評会どころじゃないという人が多いわけです、実際は。そうなれば、やはり、これは、やっぱり環境森林部としては本当にどうするかということに対策として十分考えていくべきだと思うんですけども。これは、知事の政治姿勢というか、そういうものも関連すると思うんだけど、そのあたりは、どう部長は考えておるかな。

○堀野環境森林部長 木材の需要拡大についてはもう従前から取り組んでいます。最近の状況からいうと、円安ということもありまして、外材の原木、さらには製材品の価格が上昇してま

いりましたので、国産材の競争力は高まってきていると思っております。

また、県内でいけば、先ほどお話も出ましたけれども、木質バイオマス発電なり、また、中国木材が進出すると。そういった追い風もありますので、今さらに対策を充実していきたいと思っています。

また、庁内でも各部のほうと需要拡大の協議会もつくっておりますので、常にそういうお願いはしていることもあります。また、木づかい県民会議ということで、県内での地産地消を進めようということでもやっているところでございます。

また、しいたけについても、確かに価格が下がって、風評被害的な部分もありますので、私どもとしては、その生産基盤を含めて、振興策に取り組んでいきたいと思っています。

○緒嶋委員 それと、東アジア戦略がいろいろあるわけですが、そこあたりも、台湾とか中国、韓国含めて、またそのほかも、そういうものもやはりうまく組み込みながらやっていくということも重要だと思いますので。やはり本当これは真剣に対策を立てていかなければ、山村は、それじゃなくても高齢化して後継者もいないという地域が、もうそれこそ伐採したら放置林とか、もうそれこそあと植栽もしないというような未植栽地等もまだふえる恐れも多分にあると思うんです。そういうことを考えた場合に、やはり、国土を守っておる山村が、生き生きならなければ、日本全体の活力がある地域はつくれないだろうというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

○山下委員長 よろしいですか。それでは、こちらを、資料のほうを説明していただきましょうか。

○河野山村・木材振興課長 今お手元にお配りしましたものが、当初予算に今回の6月補正を盛り込んだ補正後の金額と箇所づけした事業箇所地でございます。

一番下のほうに、欄外に書いてありますが、当初予算額で23億7,302万9,000円、今回お願いしています38億4,834万8,000円、補正後は、合わせまして62億2,137万7,000円となります。

上の表に合計額が書いてございませんけど、足しましたらこの62億になるということでございます。

以上です。

○高橋委員 補正予算額じゃないんですか。例えば、日南市の日北木材はゼロになってますわ、補正後予算額は。もともと当初でつけているんでしょう、違うんですか。だから、これは補正予算額じゃないんですか。補正後じゃなくて。

○河野山村・木材振興課長 今回、これは経済対策の分の予算で、当初、日北木材の分も張りつけておりましたけれども、今回の補正で復興木材のほうに移し変えたと、充当したということですので、このゼロになっている分についても、事業採択が行われるということでございます。

○前屋敷委員 ③の木質バイオマス調達等支援のところで、川南町と日南市、ここの事業体はそれぞれ協議会になっているんですけど、これはどんなふうな意味合いなんですか。事業体が協議会になるんですか。

○河野山村・木材振興課長 このバイオマス調達等支援の川南の児湯地区バイオマス協議会、これについては、町の役場のほうに設置される協議会ということございまして、ここを経由して事業体のほうに補助金が交付されるということでございます。

日南についても同様でございまして、日南市のほうに設置されます、この協議会のほうに補助金が交付されまして、事業体のほうに流れていくということでございます。

○前屋敷委員 じゃあ協議会のほうに県を通して補助金が行くということですか。各地元の自治体ではないわけですね。

○河野山村・木材振興課長 市町村に設置される協議会のほうに交付がされるということでございます。

ちょっと補足させていただきますと、交付金は県から市町村それぞれ日南市と川南町のほうに流れます。それで、協議会のメンバーである王子グリーンリソースと宮崎森林発電所、そちらのほうに協議会のほうから流れると、そういった仕組みであります。ですから、直接的に、それぞれの事業体に補助金としては流れていくということでございます。

○前屋敷委員 今課長の説明だと、王子製紙と川南の発電所、その事業体もこの協議会のメンバーになっているわけですか。

協議会の構成をちょっと教えてもらえるといいんですが。

○河野山村・木材振興課長 それぞれ日南と川南町に協議会が設置をされることになっております。そこに、メンバーが加わるということでございます。

○前屋敷委員 ちょっとよくわからないんですけど。今回は2つの事業体が手を挙げて決定したんですけど、ほかの事業所も手を挙げれば、この協議会のメンバーに加わって一緒に協議をして決めるということになるわけですか。

○河野山村・木材振興課長 25年度のこの事業については、県の協議会のほうで——地域協議会と申しますけれども——そこで承認が得られ

ておりますので、承認が得られていない新規のものが入ってきても、今回提案した予算が金額的には全てでございますので、新規のものについては、現時点では入る余地はないと、そういったことでございます。

○前屋敷委員 済みません。2つの事業所を決定したのは——県の協議会で決定をするわけですか。

○河野山村・木材振興課長 先ほども申し上げましたように、県内の林業関係団体、例えば、県森林組合連合会とか県木材協同組合連合会とか県造林素材生産事業協同組合連合会とかがございます。あと市町村が入っていますけれども、その緑の産業再生プロジェクト協議会——正式にはそういった名称なんですけども——そこが、それぞれ部会を設けてまして、それぞれの事業体に市町村を通じて要望をまずとりました。そこで、それぞれ上がってきたものの中身を審査して、本協議会、いわゆる県の地域協議会と申しますけども、そこで審査して残ったのがこの2件。発電については2件しか出てこなかったんですけども、そこで承認を受けたということでございまして、その協議会から県のほうに、承認を受けましたものはこれですということで提出がなされたということでございます。

○堀野環境森林部長 この資料なんですけれども、この合計欄を見ていただくとわかるんですが、全部トータルしてもこの金額がちょっと合っていないようなんです。ちょっとこれを回収させていただいて、申しわけないんですけど、再度お配りしたいと思います。申しわけありませんが、御理解いただきたいと思います。

○山下委員長 では、もう一回ちゃんと修正して提出してください。

ほかにありませんか。なければこれで終了し

たいと思いますが、よろしいですね。

ではこれで、環境森林部の審査を終わります。御苦労様でした。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時42分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。農政水産部の審査を行います。

それでは、本委員会に付託されました議案及び報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、私のほうからお礼と御報告を申し上げます。

まず、初めに、ちょっと日がたちましたけれども、先月の口蹄疫埋却地再生整備工事起工式、それから宮崎県SAP会議連合代表者会議につきましましては、山下委員長を初め、多数の委員の皆様にご出席をいただきました。まことにありがとうございました。

次に、鳥インフルエンザに関する防疫指針に基づく農場監視プログラムについてでございます。委員の皆様方には大変御心配をおかけいたしましたけれども、プログラムに基づく周辺農場及び関連農場の検査につきましましては終了いたしました。清浄性を確認いたしました。

今後は、当該農場の検査を継続するとともに、引き続き、県下全域での防疫対策につきましても、万全を講じてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会

資料を1枚めくっていただきまして、左側の目次をごらんいただきたいと思っております。

本日、農政水産部からは、6月定例県議会提出議案が1件、同じく提出報告が1件、その他の報告事項が7件でございます。

資料を1枚おめくりいただいて、1ページをお開きください。

議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。今回の補正は、国庫補助決定や基金事業実施に伴うものでございます。補正額につきましては、平成25年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、「一般会計」の「合計」の欄にございますように、1億152万円の増額補正をお願いしております。この結果、特別会計も合わせました農林水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、380億1,753万円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、資料の2ページをごらんください。

平成24年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。これは、平成24年度に議会において承認いただきました繰り越し事業につきまして、繰越額が確定しましたので、報告を行うものでございます。一番下の欄の記載しておりますとおり、農政水産部全体で19の事業で繰越額は161億1,947万3,000円となっております。なお、繰り越し事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

最後にその他の報告事項でございますが、「県香港事務所の開設について」ほか6件について、それぞれ関係課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○向畑地域農業推進課長 地域農業推進課でござ

います。

お手元の歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

地域農業推進課の6月補正予算は、一般会計で2,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の一般会計予算は、右から3番目の欄にありますように、38億2,862万4,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は40億4,270万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。47ページをごらんください。

(事項)構造政策推進対策費についてであります。「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業」におきましては、企業等の農業参入や、農林漁業の6次産業化、革新的技術開発等を推進するものであります。

今回の補正では、農林漁業者等が6次産業化に取り組むためのワンストップ窓口として、県の農業振興公社にサポートセンターを設置する事業を行うもので、昨年度まで国で直接公募・採択により行っていたものですが、5月に成立いたしました国の予算で、本年度から県を経由する交付金事業として組み替えられたものでございます。2,000万円の増額を行うものでございます。

地域農業推進課は、以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。

農産園芸課の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の49ページをお開きください。

農産園芸課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますように、一般会計で7,652万円の増額でございます。この結果、補正後の額は、右から3列目にございますように、13億7,163

万1,000円となります。

それでは、補正の内容について、51ページをお開きいただきたいと思います。

(事項) 活動火山周辺地域防災営農対策事業費でございます。7,652万円の増額でございます。

この事業につきましては、桜島・霧島山新燃岳の降灰によります農作物の被害を防止、軽減するために、降灰防止施設・機械等の整備を行い、農家の経営安定を図るものでございます。今回は、都城市や串間市など2市1町の4施設におきまして、国の追加内示等を受けたことから、対象作物の栽培期間等を勘案しまして、増額補正をお願いするものでございます。

農産園芸課からの説明は以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

農村整備課の補正額は、一般会計で100万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、121億5,332万3,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。55ページをお開きください。

(事項) 海岸漂着物地域対策推進事業費の1の新規事業「海岸漂着物地域対策推進事業」として、100万円の増額であります。

これは、環境森林部が補正予算でお願いしております海岸漂着物地域対策推進事業基金積立金により積み立てました宮崎県環境保全基金を財源として、当課が所管します海岸区域に漂着した、ごみ等の回収・処理を実施し、海岸の良好な景観及び環境の保全を図るものであります。

農村整備課は以上であります。

○神田漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の歳出予算資料の57ページをごらんく

ださい。

漁村振興課の6月補正額につきましては、一般会計のみで、400万円の増額補正をお願いしてございます。

この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にございますように、34億8,681万円となります。

それでは、内容について御説明いたします。59ページをごらんください。

(事項) 漁港管理費、1の新規事業「海岸漂着物地域対策推進事業」の400万円の増額でございますが、先ほど農村整備課長が説明いたしました事業と同様でございます。宮崎県環境保全基金を財源とし、当課の所管します河岸区域に漂着したごみ等の回収・処理を実施するものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○山下委員長 執行部の議案の説明が終了いたしました。議案についての質疑を承りたいと思います。何かありませんか。

○高橋委員 最後のほうの海岸漂着物の関係で、農地海岸区域を農村整備課が担当して、漁港区が漁村振興課ということで、それぞれ100万、400万。私のイメージからして、いわゆる農地海岸区域というのがどの程度あるのかわかりませんが、こっちのほうが広いような気がして、回収には手間取るんじゃないかなという気がしたものですから、その辺をちょっと補足説明いただくといいかなと思います。回収・処理費用ということで説明いただけますか。

○河野農村整備課長 まず、当課で所管します農地海岸区域についてでございますが、県内全体で約402キロの海岸がございます。このうち、当課で所管しますのは、海岸の保全を図りまして後背地の農地を守るということから、そのうちの約6キロ程度を農地海岸保全区域として

扱ってございます。

毎年漂着物があるわけではございませんが、台風等で漂着物が漂着した場合に、その処理を行っているというところがございます。

○高橋委員 6キロというイメージは、点在しているんじゃないんですか。農地海岸保全区域というのは、6キロ連続であるということではないでしょうか。

○河野農村整備課長 まず、農地海岸保全区域としましては14カ所に点在しております。ただ、今回の漂着物につきましては、このうち重点的な区間としまして14カ所を指定しております、この区間に漂着物が到達した場合に処理を行うということにしております。

○高橋委員 済みません、細かいことを聞いて。作業の要領。人海戦術かなというふうにイメージするんですけど、物によると思うんですけど、漂着物の物によると思うんですけど、そういったところはどういうふうなことになるのでしょうか。

○河野農村整備課長 確かに量的なものとか物によるということになろうかと思えます。物によっては、多分委託等によりまして、業者のほうに処理をお願いしていくというふうなことになろうかと思えます。

○高橋委員 こういう事業は、やっぱり継続的にやるべきことですよ。だから、それこそ共同事業じゃないけど、共同作業じゃないけど、民間の、地域の方々の力を借りる。そういうことで何か——例えば土木でいうと、河川のパートナーシップ事業というのがあるじゃないですか。今後、何かああいったことができないものかな。そんなことをちょっと思ったもので、そんな検討はされないものか。

○河野農村整備課長 申しわけございません、

ちょっと勉強不足のところもあるんですが。確かに委員のほうの御指摘のとおりで、量的なものによっては、地域の方々の御協力を得ながらという部分もあるのかもしれませんが、海岸そのものが、それぞれの所管の区間が点在しておりますし、いろいろな諸条件もございますので、一応今委員のほうの御指摘もありましたので、そこら辺については、今後また勉強させていただきたいと存じます。

○岩下委員 農産園芸課のほうに伺います。51ページですけれども、活動火山周辺地域防災営農対策事業、この中身についてちょっとお聞かせください。

○日高農産園芸課長 この活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、桜島であったりとか新燃岳のいわゆる噴火によりますその灰からの農作物の被害を防止するという観点から、例えば、串間で予定されておりますのは、キュウリの被覆施設、いわゆるキュウリのハウスでございます。こういったものについて整備をすることによって、中での栽培が可能になるというような事業となってございます。

○岩下委員 農家として大体何戸ぐらいですか、今串間というのを上げていただきましたけれども。キュウリ生産、また、ピーマンやいろいろありますけれども。

○日高農産園芸課長 串間で今回予定してございますのが、45アールということで予定されてございまして、3戸以上の共同というような形になってこようかというふうに考えてございます。

○岩下委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いしておきます。

○山下委員長 よろしいですか。この事業対象地域はどこどこでしたか。そこをちょっと説

明してください。

○日高農産園芸課長 まず、国の事業ということで、特殊自然関係の事業がございますけれども、基本的には対象地区といいますが、中部地区、それから南那珂、北諸、西諸、それから児湯、あと一番遠いところで東臼杵の日向市というところまで一応対象地区としてございます。

ただ、中の品目といたしまして、南那珂と北諸県地区につきましては、野菜、お茶、それから、果樹、花、たばこと、こういったものが対象となりますが、それ以外の地域についてはほとんどがお茶だけというようなことで整理されておるところでございます。

○山下委員長 議案のほうはよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、議案の質疑を終わります。次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○甲斐ブランド・流通対策室長 ブランド・流通対策室でございます。

資料の3ページをお開きください。

報告事項の県香港事務所の開設についてでございます。よろしいでしょうか。資料の3ページでございます。

まず、1の本県農水産物輸出の現状であります。平成24年度の輸出量がまとまりましたので、御報告させていただきます。

中ほど表の「本県農水産物の輸出量の推移」の一番右の平成24年度の欄の輸出量の項目をごらんください。青果物が361.8トン、畜産物が78トン、水産物が197.6トン、合計で637.4トンでございます。前年と比較しますと1.6倍に増加しております。また、輸出額は合計で8億9,100万円で、前年比2.1倍となっております。特に、

かんしょ、宮崎牛、鶏卵、養殖ブリが増加しているところでございます。

次の表の輸出先国別の輸出量でございますが、一番上の香港が最も多く、530.1トンで、全体の約83%を占めております。

次に、4ページの2の県香港事務所の概要についてであります。香港事務所につきましては、法人登記や現地スタッフの雇用等、事務所の開設の準備を終えまして、6月13日から活動を始めたところです。場所は、香港国際港に隣接し、中心部まで電車で20分程度の利便性のよい地区となっております。中ほどに事務所の見取り図がありますが、面積は、約150平米で、倉庫、会議室、フロンティアオフィス等を備えた事務所になります。フロンティアオフィスには、6つのブースを用意しております。香港を拠点に県産品の販路開拓や情報収集等を行う計画のある企業を対象に、6月4日から28日まで、入居者を募集しているところです。使用料も安く、県内企業の皆様にとりましては、販路開拓等の大変有効な海外拠点となるものと思われまます。現在、数社の企業より、入居の相談を受けているところですが、7月中には入居していただきたいというふうに考えております。

次に、3の香港における取組について説明いたします。ヤマト運輸、ANA、香港ヤフーが連携しまして、香港で注文した翌日に商品を宅配するインターネット販売を始めております。今年3月には、宮崎牛や日向夏などの試験販売を実施し、5月27日からは、本格的販売を開始し、経済連が完熟マンゴー、スイートコーン、メロンを出品するとともに、鮮魚につきましても、県漁連が6月下旬にカツオ、養殖カンパチ等を出品することになりました。

次に、香港最大の商業地域にある日本食品の

スーパー「ジャパンプレミアムストア」内に、県産品のテスト販売を行うスペースを確保しまして、5月28日からかんしょ、漬物、乾燥しいたけなど5社12商品の販売を開始しました。現在、かんしょを中心に売り上げを伸ばしております。

また、8月には、知事をトップとする官民一体となった「香港訪問団」を結成し、県香港事務所のオープニング式典を開催するとともに、量販店でのトップセールスや大手輸入業者との意見交換会など、オールみやぎきによる観光・物産等のプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○宮下農村計画課長 農村計画課でございます。常任委員会資料の5ページをお開きください。建設工事における指名競争入札の試行案について御説明いたします。

本案は公共3部で検討を進めているものでございます。当委員会におきましては、先ほど、環境森林部からも報告をさせていただいておりますので、簡潔に説明を申し上げます。

まず、1の目的ですが、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を図り、透明かつ効率的・合理的な競争環境のあり方について検討するために試行を行うものでございます。

次に2の試行期間につきましては、平成25年7月中から年度末までの予定で、準備が整った工種から順に試行を開始してまいります。

次に、3の試行対象及び件数等についてありますが、予定価格250万円以上3,000万円未満の建設工事の約8割を占める①から④の4つの業種を対象として、建設工事の約半分を占める土木一式工事から試行を開始したいと考えております。

次にその件数ですが、試行開始後に発注する試行対象となる建設工事のおおむね3割を目標といたします。

次に、対象工事の選定は、各発注期間内の対象工事箇所の分散を図るとともに、特定の事業に偏在しないように留意してまいります。

次に、4の指名業者数につきましては、これまでの平均の応札者数や、九州各県の指名業者数などを考慮しまして、10者以上を考えております。

次に、6ページをごらんください。

5の指名業者の選定基準につきましては、記載しております①から⑭までの評価項目により選定を行うこととしております。透明性を確保するため、評価項目の内容や評価方法については公表をしてまいりたいと考えております。

次の7ページをお開きください。別紙1でございます。こちらに示しておりますように、指名業者の選定基準における「評価方法」と「評価項目」の内容を記載しております。項目の設定の考え方や内容につきましては、午前中の環境森林部から御説明を申し上げておりますことから、省略をさせていただきます。御了承願いたいと思います。

次に8ページをごらんください。8ページは横書きになっておりますが、入札選定調書のイメージでございます。

評価項目1から14につきましては、業者ごとに右から4列目の総計で順位づけをしまして、上位業者から規定の指名数を選定していきたいと考えております。

それでは、お手数ですが、6ページにお戻りください。6の検証項目でございます。記載しております①から⑭までの項目におきまして、総合的に評価してまいります。災害対応力の

強化に資する観点から、下線を引いております4つの項目につきまして着目して検証を行ってまいりたいと考えております。

また、飛びまして申しわけございませんが、9ページをお開きください。今御説明をいたしました試行の検証を行うための表になります。これにより、縦に1から14の項目に並んでおりますが、この14の項目において、3つの入札方式ごとに評価をしまして、受注者等へのアンケートも行いながら、総合的に試行の検証を行ってまいりたいと考えております。

それでは、最後に6ページに再度お戻りください。7の今後の進め方でございます。

(1)の試行案の決定は、本日、当委員会へ御報告させていただきまして、その後、入札・契約監視委員会における調査・審議を経て、入札手続等改善検討委員会において6月下旬に行いたいと考えております。

次に、(2)の土木一式以外の対象工事の試行開始時期につきましては、条件付一般競争入札との比較検証に必要な件数を確保するため、9月末までには実施したいと考えております。

最後に(3)の検証結果及び平成26年度以降の方針につきましては、平成25年度内に試行結果を分析しまして、検証結果及び平成26年度以降の方針について公表を行いたいと考えております。

農村計画課は以上でございます。

○原畑かん営農推進室長 農村計画課畑かん営農推進室でございます。

常任委員会資料の10ページをごらんください。

畑地かんがい用水の畜産用水への暫定利用についてであります。

かんがい用水の利用目的は、作物の栽培に必要な用水とされており、畜産用水への利用は基

本的には認められておりません。このような中、畜産農家からは、上水道より安価で安定的な取水が可能となるかんがい用水の畜産用水への利用が、望まれていたところでございます。このため、以前より国に要望を行うとともに、平成21年度に構造改革特区並びに地域再生制度で申請を行った結果、2の利用するための条件にありますように、国営かんがい排水事業の附帯事業が完了するまでの間、かんがい用水に支障がない範囲において、必要な手続のもと、現行法上でも畜産用水に利用することが可能との見解が国より示されました。

これを受けまして、平成22年度に国営事業が完了しました都城盆地地区におきまして——3の(3)に必要なとした主な手続を載せておりますが——ここにあります関係機関との協議手続を行い、今回暫定利用としては全国で初めて利用が可能となったものであります。

なお、この畜産用水利用の管理は、(1)にあります関係市町、改良区、畜産農家代表で構成します都城盆地畜産用水利用管理協議会で行うこととしており、利用料金は1立方メートル当たり50円と、水道料金よりも安価となっております。

利用開始につきましては、現在、4の利用開始までの流れにありますかんがい用水管からの引き込み工事等を進めておりまして、6月中には、最初の利用が開始される予定であります。

説明は以上でございます。

○工藤営農支援課長 営農支援課でございます。

資料の11ページをお開きください。

施設園芸農業にかかわります燃油価格高騰の影響と対策についてであります。

まず、1の燃油価格の動向でございますが、農業用A重油の1リットル当たりの小売価格に

つきましては、平成20年8月に122円まで高騰した後、平成21年4月には一旦63円まで値下がりましたが、その後も断続的に上昇しております。直近の価格は95円となっております。このうち、施設園芸の加温期間中——11月から4月でございますが——の平均単価につきましては、中ほどの表でございますが、この4年間に約20円上昇をしております。そのため、特に、ピーマン、マンゴーなど重油を多く使用する品目では、直接的なコスト増加になっておりまして、経営に大きな影響を受けているところでございます。

具体的には、2の(1)の農業経営への影響でございますが、重油価格が70円から90円に上昇したことによりまして、施設1,000平米当たり、ピーマンにつきましては約27万円、マンゴーにつきましては約44万円の経費増となります。

このようなことから、(2)の品目別の動向にありますように、ヒートポンプなどの省エネ対策を導入する農家がいる一方で、作型の変更とか品目の転換によりまして加温期間を短縮するというふうな対応する事例が見られているところでございます。

次に、資料の12ページをごらんください。

3の対策の取組状況につきましては、(1)の短期的な取組の①省エネ対策等としまして、現在、国の燃油価格高騰緊急対策を活用しまして、省エネ施設の導入支援を行いますとともに、燃油価格の上昇分を補填しますセーフティーネット構築の支援を実施しているところでございます。先行実施分としまして、5月24日時点で、省エネ施設の導入及びセーフティーネット構築としまして、約12億円の助成を予定してございます。また、②の産地分析等による経営・技術指導や、③の制度資金による対応によりまして、

個々の経営状況に応じました経営安定対策に取り組んでおります。

さらに、(2)の長期的な取組にありますように、今後、仮称ではございますが、施設園芸バイオマス利用促進協議会を設立しまして、木質バイオマス暖房機の導入を推進することとしております。

このような対策によりまして、施設園芸農家の経営安定と産地の維持・発展に努めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

資料の13ページをお開きください。

まず、1の燃油価格の動向についてでございますが、これは、先ほど営農支援課のほうからも説明があったとおりでございます。下のグラフに示しますように、16年以降上昇を始め、変動あるものの上昇基調が続いておりまして、6月1日現在でリッター当たり91円となっております。

次に、2の漁業経営の影響でございますが、下の表にお示ししておりますように、燃油消費量が多いカツオ、マグロ漁業を中心に、多額な経費の増加につながっております。例えば、その表の左側のカツオ一本釣漁業でございますが、年間1隻当たり約1,000キロリッターを消費いたしますので、例えば、平成21年の4月の単価でございますと、年間5,700万円の経費がかかっておりましたが、現在は9,100万円となっております、3,400万円もの増加となっております。

次に、3の対策の取組状況の(1)でございますが、これは、燃油高騰への直接的な対策として実施しております漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進でございます。次の14ページの一番上の丸でございますけれども、

当初、この事業への加入が低調でございましたので、昨年度から信漁連と連携いたしまして、加入負担金について無利子貸付を行った結果、下の表にございますように、平成24年度以降、消費燃油量ベースで加入率が95%を超えるなど、一定の成果が上がっております。また、昨年度の補填金総額は約2億円ということになっていまして、一定の成果を上げているというふうに考えてございます。それから、上から2番目の丸でございますけれども、国は、7月からこのセーフティーネット事業についての緊急特別対策を実施することといたしておまして、主な内容は、その下の黒いポツに記載しておりますとおり、一つは、未加入者の加入促進対策として、今年度の受付期間を延長したこと、それから、もう一つは、下のポツですが、7月から平成27年3月までの間については、A重油価格がリッター当たり95円を超える部分について、国の負担を1対1から3対1に引き上げるという2点でございます。県といたしましては、この制度拡充を受けまして、漁連、漁協と連携して、改めて加入促進を行う予定でございます。

次に、その下の(2)の経営合理化を図るための漁業構造改革の推進でございますが、これは、燃油高騰など、厳しい経営環境にあっても、持続できる漁業モデルを提示するものでございます。具体的には、下の表のカツオー本釣漁業の事例でお示ししておりますが、例えば、現在70トン型で操業しているものを19トン型に小型化しまして、燃油消費を削減するとともに、冷却能力の向上等により、漁獲物の価格を引き上げ、収益性を改善するものでございます。

最後に、(3)の漁業者の負担軽減と魚価向上を図るための漁協・系統組織の合理化の推進についてでございますが、これは、現在進めてお

ります漁協及び系統組織の機能・基盤強化推進アクションプランに基づきます信用事業統合、産地市場統廃合等の合理化や販売機能の強化により、漁業者の負担軽減や魚価向上を図るものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○押川畜産振興課長 資料の15ページをごらんください。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団西米良種雄牛センターの完成による県有種雄牛の分散管理についてでございます。

先日、県の家畜改良事業団西米良種雄牛センターが完成したことを受けまして、現在、県有種雄牛でございます39トンにつきまして、高鍋と今回新たにできました西米良のセンターで分散管理を開始することとなりましたので、その概要を御説明申し上げます。

まず、1の西米良種雄牛センターの概要についてでございます。今回の総事業費約4億円、この整備につきましては、国の口蹄疫畜産再生基金事業と県の宮崎県種畜再生対策基金事業を活用しております。建設地は、西米良村の大字小川、敷地面積が1万1,551平米で、西米良村の村有地を賃借してございます。施設内容につきましては、種雄牛舎が2棟、合計20頭規模になります。さらに、採精場、凍結精液製造施設等を備えてございます。今回新たな種雄牛センターを建設に当たりまして、条件といたしまして、周辺に家畜が極めて少ないこと、また、緊急時に道路封鎖が容易なこと、さらには自然環境といった点を考慮いたしまして、(2)にございますように、今回のセンターの周辺10キロ圏内には、肉用牛繁殖農家が15戸、221頭という、そういった条件のところでございます。

さらに、3年前の教訓から二度と不測の事態

を招くことのないように、今回の施設につきましては、十分な防疫体制を完備いたしました。

まず、衛生管理区域と外部とを明確に区分し、専用の消毒施設を整備しました。さらに、外部との接触があります区域は入り口付近に配置し、防疫マニュアルに基づく人・車両・物品の消毒ルールの徹底を行い、部外者の立ち入りについては原則制限するというごさいます。

さらに、今回の種雄牛分散管理の考え方についてごさいます。不測の事態におきますリスク分散のため、種雄牛の配分につきましては、それぞれ系統・血統構成、年齢、生産地域を考慮いたしまして、高鍋のセンターに19頭、西米良のセンターに20頭を繋養することといたしました。細かな配分内容につきましては、その(1)にごさいますように、現在、産肉能力を判明しております種雄牛7頭につきまして、高鍋種雄牛センターには3頭、先日の5月31日の間検が終了しました福岩国を含めまして4頭は西米良の種雄牛センターに、さらに、まだ産肉能力の未判明の牛が32頭ごさいます。これは、それぞれ16頭ずつそれぞれのセンターに繋養いたします。その後、平成28年度以降につきましては、高鍋に25頭、西米良に20頭という合計45頭の規模で進めてまいることといたしております。

また、分散管理につきましては、先日の5月30日に移動が終了したところごさいます。

私のほうからの説明は以上ごさいます。

○西元家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課ごさいます。

資料の16ページをお開きください。

「口蹄疫埋却地再生整備の開始」についてあります。

まず、1の全体概要についてありますが、口蹄疫埋却地につきましては、圏内12市町で268

カ所、約97.5ヘクタールに及んだところあります。

このうち、約84ヘクタールの農地等について、土地所有者の意向を踏まえ、本年度から3年間で計画的に再生整備、利用促進を図ることといたしております。

表にもありますように、本年度は約50ヘクタール、所要額約6億円を、3カ年合計では、約10億円を見込んでいますところあります。

2の工法等の検証状況についてありますが、埋却地の再生整備は、石礫を除去するという国内では前例のない特殊な工事でありますことから、その工法等を検証するため、5月7日に川南町内の埋却地3カ所、約1ヘクタールにおいて、先行して工事に着手したところあります。

ページの中ほどに、施工状況の写真を掲載しておりますが、石礫除去の工法を初め、表土の50センチを効率的に確保するための方法等を検証しているところあります。

最後に、本年度のスケジュールであります、上半期に実施を予定しております約40カ所について、工法等の検証を踏まえ、梅雨明けの7月以降に本格的に工事を開始する予定であります。

なお、昨年10月に土地所有者の意向調査を実施したところありますが、本年度改めて再生整備の意向及び施工同意の確認作業を進めておりまして、この結果に基づき、本年度下半期及び来年度以降の施工計画を固めることといたしております。

続きまして、資料の17ページをお開きください。

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく農場監視プログラムの適用についてであります。

まず、1の概要であります。川南町の養鶏農場において実施いたしましたモニタリング検査におきまして、臨床的な異常所見は伴わないものの、H5亜型の鳥インフルエンザ抗原に反応する抗体が確認されたため、国の防疫指針に基づき、当該農場に対する農場監視プログラムを適用したところであります。適用農場は、2にありますとおり、川南町で約2万羽を飼養する種鶏場、これは、ブロイラーの親鶏でありまして、産まれた卵を孵卵場に出荷する農場でございます。

監視プログラム実施までの経緯を3の表にお示ししておりますが、5月20日に採取いたしました30羽の血液を材料として、抗体検査を実施いたしましたところ、5月27日までに1検体で陽性を確認いたしました。そこで、さらに詳細な検査をするため、5月28日に、当該農場の再立ち入りを行い、検査をいたしましたところ、遺伝子検査では陰性を確認いたしましたが、抗体検査では1検体で陽性を確認しました。その後、国と協議の上、材料を動物衛生研究所に送付いたしまして、6月2日に、H5亜型の鳥インフルエンザに反応する抗体が確認されたとの連絡を受けたところです。

また、同時に家保で実施しておりましたウイルス分離検査では、6月3日に陰性が確認されました。ここで、もしウイルスが分離され、高病原性あるいは低病原性鳥インフルエンザと判定されますと患畜あるいは疑似患畜として殺処分の対象になります。今回の場合は、ウイルス分離は陰性で、抗体のみが確認されましたことから、患畜や疑似患畜の判定ではなく、今後さらに経過を観察する必要があることから、国の防疫指針では、このような場合、農場監視プログラムを適用することとなっております。今

回その指針に基づき、プログラムの適用を決定、同日公表をさせていただいたところでございます。

本プログラム適用によりまして実施いたしません主な措置といたしましては、4にありますとおり、適用農場からの、生きた家きんや、家きん卵等の移動制限、適用農場を中心とした半径5キロメートル以内の区域にある農場への立入検査、適用農場と疫学的に関連があると認められた農場への立入検査等を指針に基づき実施したところでありまして、その状況につきましては、5にお示しておりますとおり、6月4日には、周辺農場のうち、空舎農場を除く34農場の立入検査を実施いたしまして、臨床検査及び検査材料の採取を行いました。なお、その日の臨床検査では、全ての農場で異常は認められませんでした。

その後、適用農場の清浄性を確認するために配置いたしましたモニター家きん及び周辺農場は疫学関連の農場の検査を実施いたしましたが、6月11日までに全ての検査で陰性を確認しております。

なお、6のその他にありますとおり、本農場監視プログラムにつきましては、適用開始時において飼養されておりました全ての家きんが処理された時点で、その適用を終了することとなっております。

家畜防疫対策課からは以上でございます。

○山下委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項についての質疑を承りたいと思います。

○横田委員 畑地かんがいの件についてちょっとお尋ねしたいんですけど、2の利用するための条件ということで、附帯事業が完了するまでの間ということでもありますけれども、完了後は

利用できないということなんですか。

○原畑かん営農推進室長 基本的には完了後は条件としてできません。しかしながら、一ツ瀬川地区でも利用しておりますが、あそこでは、この暫定量ではなくて、かんがい用水の一部を減量するというような手法をとっております。その手法で、受益地管内で減量ができれば、また、新たにその部分を水利権として取り直して使うようなことはできます。

○横田委員 4の利用開始までの流れということで、いろんな工事とかメーター設置なんかがありますけど、これは受益者負担ということなんでしょうか。

○原畑かん営農推進室長 引き込み工事等につきましては、利用者の負担となっております。あとメーターと——仮に飲用として使われる場合は滅菌装置等をつけていただくんですが——メーターと滅菌装置につきましては、ことしは、予算の範囲内で補助するようにしております。

○横田委員 利用者負担ということで配管をするわけですけど、附帯工事が終わったら、それで使えませんよということになったら、農家は本当に大変なことになると思うんです。先ほどやりようによってはという話でしたけれども、何とか終わった後も、利用できるように御努力をお願いしたいと思います。

それと、先ほど一ツ瀬川のかんがい事業のお話がありましたけれども、最初、この問題が出たのは、一ツ瀬川だったですか。その後、皆様方の御努力で現在使われているようなんですけど、ほかのかんがい用水、例えば大淀川の左岸事業とか右岸事業ありますけど、ほかのかんがい事業についてはどんなふうな状況になっているんでしょうか。

○原畑かん営農推進室長 国営事業が完了して

おります大淀川左岸地区並びに右岸地区、継続地区の尾鈴地区、西諸地区とございますが、今後、利用に向けた検討調査を行っていく予定といたしております。

○横田委員 見込みはどうでしょうか。

○原畑かん営農推進室長 まずは、畜産農家の方の要望が一番だと思いますので、要望を聞きまして——尾鈴等は要望がございます。

○横田委員 できるだけ要望に沿っていただけるように頑張っていたきたいと思います。

それと、綾川のほうで野菜とか機械を洗浄する水の問題があったですよ。あれは、結果的にどうなったんですか。

○原畑かん営農推進室長 綾川の洗浄用水とかというお話かと思うんですが、洗浄用水につきましては、その受益地内の収穫物については、かんがい用水に支障のない範囲で農業用水として認めますということになっております。

○横田委員 機械も。

○原畑かん営農推進室長 はい。

○横田委員 わかりました。

○山下委員長 ほかにありませんか。

○緒嶋委員 24年度の明許繰越のことですけど、農業関係は、かんがいがある程度終わらんと事業に着手できないような事業が多いわけですよ、全て。そうすると、来年の3月に工事が完了しない恐れはあるのかなのかということですが、このあたりはどういうふうに——完了しなきゃいかんわけですが、今のところ完了しませうと言うよりほかないとじゃろうと思うけど。そのあたりは大丈夫かなという、ちょっと懸念でありますけれども、どんなものですか。

○河野農村整備課長 補正につきましては、農業のその整備事業が部の大半でございました。平成24年度当初予算の1.2倍を越す補正のほうを

組ませていただいて、それにつきましては、国の緊急経済対策に基づく予算でございますので、当然ながら、その目的のためには早期に発注をしたいというふうに考えております。

現在、各地区別に執行計画を立てまして、それぞれ進行管理を行いながら、極力上半期に発注できるように努力のほうはしております。今、委員の御指摘のありました年度内での執行についてでございますが、大変厳しい状況にはございますが、現段階では年度内執行ということで努力を続けているところでございます。

○緒嶋委員 当然そういう答えしかないと思うんですけども、やっぱりなかなか容易ならなし、これとは別に新たな25年度予算もあるわけですよ。そうすると、25年度予算は26年度に繰り越してもいいということになると思いますが、やはり、連動していろいろなことが早く終わらんといかんのじゃし。また、用地が絡む場合も出てくるわけですので、そうすると、なかなか簡単に口で言うようにはいきませんと言ったほうがいいのかもかもしれませんが。そのあたりも、できるだけその出先の振興局等が、市町を含めて努力せんと、やっぱり後手後手に回ったら大変なことになると思いますので。そのあたりは、やはり早期発注というか——この発注の時期は前半で当然じゃけど、いつごろまでに大体発注は終わる予定ですか。用地が伴うものについてはなかなか明確には言えんと思いますけど、そのあたりはどうですか。

○河野農村整備課長 今、委員のほうから御指摘もありましたように、どうしても、農地のほうを対象にした工事が多うございます。その関係で、農家の作付との調整の関係、また、今お話にもありました用地の関係等もございまして、そういったどうしても上半期に発注できな

い部分は出てくるかと思いますが、それ以外については、現段階では、上半期に全額発注をしながら、年度内の完成のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 当然頑張っておられると思いますので、できるだけあとで問題にならないように努力していただきたいというふうに思います。

それと、県の香港事務所の開設。これは、当然、東アジアを目指した新たな展開でありますので、ありがたいというか、当然これは国際化のグローバルの時代には必要なことであります。ただ、こういうヤマト運輸とかいろいろな業者との連携ということは必要なわけですけども、やはり信用できるような相手との連携がないとなかなかうまくいかんのじゃないかな。特に、中国なんかというのはなかなか手ごわい相手でありますので、そのあたりの連携の見通しというのは、今、まだなかなかスタートしただけやから容易じゃないと思いますけれども、そのあたりの模索はしておられるわけですか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 香港事務所を6月13日に開設したばかりなんですけれども、やはり、委員がおっしゃいますように、信頼関係の構築というものが重要だということで、この香港事務所の設置に至ったという経緯もございまして。今後、JAがさきにつくっておりますので、そのJAの香港事務所との連携、もしくは、今回2人の香港の現地職員も雇っておりますので、そういう関係を使った情報収集しながら、早急に関係を構築というのはなかなか難しいと思いますので、ここは時間をかけて関係を構築していきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 特に、宮崎県だけではないわけです。鹿児島、熊本、福岡、大分、皆こういうも

のをターゲットにしながらというのでありますので、日本国内の産地間競争でもあるわけです、国際化の時代でありながら。だから、その辺を相当やらんと、やはり将来的に数年かかると思いますが、相当努力しないとなかなか——いいことであるけれども、実績が上がらないというような可能性も多分にあると思いますので。そのあたりは、やっぱり相当努力をまたスタッフの充実というのも含めて頑張っていくと、特にフードビジネスというような新たな展開をやろうと思いつつながら、余り成果が上がらないということもちょっと問題だと思っております。相当これは体制を強化しながら、やはり香港との連携を密にしながら努力していただくように要望しておきます。

それと、指名競争入札。これは、いろいろと官製談合の問題の中からこのようなことになってきたわけで、ある意味では、こういう方向に進むというのは、我々は期待もしておったんですけども、問題は、やはり談合というのが起こってはいかんわけです。談合がないようにしなきゃいかん。そのために、指名をすることで——業者はもう事後公表じゃないと、事前にやればいろいろ疑いも出てくるから。そのあたり含めて、談合ができないようなシステムを考えてスタートせよといかんわけです、最初から。そのあたりの配慮というのはされておるわけですか。

○宮下農村計画課長 委員御指摘のとおり、経緯を踏まえますと、そういった談合が起きないようなシステムをいかにつくっていくかということが大事であります。そのために、今3部で行っておりますのが、先ほど御説明をしました7ページ、8ページにありますように、客観的な県が把握できておりますいろんな情報、デー

タを駆使しまして、恣意性の入らない選定をしてまいりたいというふうに考えております。また、指名業者の情報については事後公表を一般競争入札と同じように行っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 今言われたとおりだと思うんですけども、それでもやっぱり疑わしきものがあるてはいかんわけです。そのあたりのチェックというか、やはりそこはまたうまくやらんと、今度この指名競争が失敗したら、もう全てが一般競争にまた戻らざるを得ない。もう当然そういうことになると思っています。業者の皆さんもやはり指名で、災害対応とか含めて、こういう制度がいいということに期待されておるわけですので、そういうことを含めた場合には、やっぱりできるだけ——談合はもうこれはやっちゃいかんわけですから、それをやるようなことがあってはいけないわけで。そのあたりのチェックを十分、やはり県民目線の視点も持ちながらやらんと、へんなうわさが出るようなことではいかんと思っておりますので、それは、公共3部で相当密に連携をとりながらやって。試行で3割ぐらゐをやるといふことであると、かなりの数の入札を指名でやるということになりますので、初年度からへんなことになれば、これは大変なことだと思いますので、そのあたりは十分留意していただきたいということを要望しておきます。

○蓬原委員 環境森林部でも同じことを申し上げたんですが、ずっと以前、県土整備部で4～5年前だったと思っています、違算の問題です。この前、本会議で有岡副委員長からも県土整備部に質問があったと思うんですが、県土整備部だけで50数件の違算があったということなんです。環境森林部でも当然あると。もう数まで確認しませんでした。かといって減る方向でも

ないというような話を聞いていまして、努力をされているんでしょうが。農政水産部の発注というのは、件数が結構あると思うんですけれども、この違算ということについての、例えば、過去数年間の状況は、どのような推移をしておりますか、まずお聞かせください。

○宮下農村計画課長 農政水産部におきます違算の状況でございます。今手元にありますのが、平成23年度と24年度でございますが、平成23年度は483件の発注件数に対しまして、15件の入札中止でございます。それから、24年度は514件に対しまして、中止となりました件数は9件というふうに減少をしてきております。申しわけありません。2年ほどのデータでございます。

○蓬原委員 2年間ですが、減少はしてきているのかなというふうに思いますが、本当の基本は、やっぱり理想はゼロでなきゃいかんと思うんです。発注者側は、応札者側からの申し出によって実は違算がありましたと。平たくいえば、ごめんなさい、もう一回やり直します、迷惑かけましたで済むでしょうけど、応札者側からすれば、この仕事に命をかけて生活がかかっているわけですよね、経営がかかっているわけですよね。一生懸命計算に計算を重ねて的を射たつもりでやっているわけです。これがとれなかったことによる経営上の資金繰りの大変さ。私が知っている例では、先ほど申し上げましたが、これが直接の原因ではないでしょうけれども、そこから歯車が狂って私の地元では大きな会社が倒産もいたしました。そこに勤めている人たちは路頭に迷うわけです。

だから、この違算の撲滅というか、このことについて、先ほど環境森林部長にも、あとで緒嶋委員のほうからもう一回、再度質問がありまして、各部、公共3部で話し合っていて

——これをどうやって対応するかということでも話し合いたいと思いますということでしたので、ぜひ農政水産部長、そのあたりの基本的なところをお聞かせいただいて。中心は、恐らく県土整備部の管理課がこの方式についてはいろいろ研究してやっているんだと思います。完全理想というのはなかなか難しいかもしれないけれども、これは、応札者側の——特に公共事業が減って、これだけ県内の経済が疲弊していく中で、自殺者も400人ですか、必ずしもそれだけじゃない、経済的な理由だけが原因じゃないですけれども。大変な中で、やはり一生懸命頑張っていて、一生懸命応札してやった人がとれたはずなのにとれなくなるという、これは非常におかしいことだと思うので、簡単な基本的なことでもいいですから、お考えをお聞かせください。

○緒方農政水産部長 違算の問題でございますけれども、私も非常にやっぱり問題であると考えております。我々も非常にいろんなマニュアルをつくったり、いろんなチェック表をつくったりしていろいろやっているんですけれども、なかなか減らないということで。これは、何としても撲滅したいということで、我々も考えておりますので、公共3部で力を合わせてその撲滅に向けた取り組みをしっかりとやっていきたいと考えております。

○蓬原委員 ついでながら御意見を申し上げておきますけれども、今度その評価方法及び評価項目をおつくりになりました。基本的には、過去の落札の数等を見ながら、言うならば、1社に集中しないようなシステムでもあるわけです。そうなったときに、今言いました本来であれば的を射たはずなのに、違算によってとれなかった人たちというのは、ある意味、このセーフティネットというか、何かの形で評価していくと

か、それはできんのかなと思ひまして。そうでなければ、その積算のためにもう夜昼となく物すごい力をその民間企業の皆さんは費やしているわけですから、それについてのその補償もないわけでしょう。補償もないわけですよ、迷惑かけたのはこちらですよ、発注側です。だから、そこは何かそういう次なる指名のときに——これも金額がありますから、大きいところはこの対象にはならないわけだけども、何かそういうことが必要なんではないかなとも気がしたりしてまして、意見としてこれは申し上げておきたいと思ひます。

○横田委員 違算があった場合に、公平・公正が保てないということで、再入札をされるということなんです、例えば、応札する側は、その内容に記入ミスとか記入漏れとかがあったらもうその時点ではねられるわけですよ。発注側は、申しわけありませんでしたので済ませるわけですけど、やっぱり県と県民、県と業者の間でも公平・公正がないといけないと思ひます。何か今のシステムは、非常に公平・公正になってないんじゃないかという思ひが物すごくします。ですから、さっき蓬原委員からもありましたように、違算があった場合の何らかの対応を考えないといけないんじゃないかなと、もう以前からずっと思ひていたもんですから、ぜひ御検討をいただければと思ひます。

○山下委員長 答弁はよろしいですか。

○横田委員 はい。

○緒嶋委員 環境森林部にも聞いたんですけど、農政水産部では、違算が起きる原因は——何が原因で違算が起きるんですか。

○宮下農村計画課長 まず、第1には資料のチェック不足があるかと思ひます。また、いろいろな設計積算システムの中でも間違いやす

いようなシステムの不備もあるかと思ひます。さらに3つ目には、担当者の技術力の不足というものの中にあるかというふうにかけておきまして、私どもが、今、23年度から24年度に減らすことが少しできましたのも、この3点に注目しまして、若い技術者の技術力向上も含めて、チェック体制を複数にしたりとか、幾つかの対策を重ねる中で、少し効果が出ているところでもあります。そういった原因をしっかりとつかむことが御指摘のように大事に思ひておきますので、原因をしっかりと把握しながら対応してまいりたいと思ひておきます。

○緒嶋委員 名前が請け負け、請けたほうが負けるわけ、請け負けでしょう、請負。大体言葉からちょっとおかしいようなことで。言われたとおり、ことし、来年は事業がふえるから、逆にいえば、また違算がふえるんじゃないかという懸念も逆にあるわけですよ、事業費がふえるということは。だから、今言われた原因をできるだけ——やっぱり内部のチェック機能というか、そういうものもやはりある意味では緊張感が足りないというか、担当者だけじゃなくて上司の皆さんそれぞれの立場の人のチェック能力というか、そういうこともやっぱり問題かなと思ひます。だからやっぱりできるだけ、できるだけではなく、もう完璧に違算がないようにすることでお互い信頼関係が生まれてきて、応札する人にもいい仕事をしてもらわんといかんし。違算がありましたので取り消してもう一回やりますというのは、言葉としては簡単じゃけど、言われたとおり、業者にとっては死活問題にもなるわけですよ、やはり、これは絶対……。それと、さっきも言ったんですけど、違算を事前に知って黙っておる業者もおるわけですよ。応札した結果で、あれは違算がありやせんです

かというのを言ってくる。自分が受注したら黙つとる。よその業者がとったら、違算がこれはあるんじゃないですかと言うてくる業者もおるということを私は聞いておるとです。だから、ある程度の開札日以前のそういうものならば受け付けるけど、それ以後のは受け付けないというぐらいのある程度のルールも、可能な範囲でそういうのもやっぱりつくらんと、発注者も迷惑だし、受注した人もやはり困るというふうなことになるので。そういうことで、どうすればうまくいくかというシステムを、全体的なシステムをやっぱり考えていかなければ——違算があったら一番いかなのは当然なんです。違算を知っておって、落札者が決まった後で文句を言うてくるというようなこともあるということを知っておりますので、もうそういうことができないと。だから、開札後の異議申し立ては受け付けないというぐらいにすれば——事前に違算がありますと言うてくれば、それを延期するとか、再入札とか、事前に誰にも迷惑かけんのできるわけですから、そういういろいろなことを、システムとしてやっぱり考えていかにやいかなのじゃないかなというふうにも思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○宮下農村計画課長 委員の御指摘のような事案が、やはり発生することは把握しております。私どもも、まず違算があるということでは、みずからの責任ではありますけれども、そういった、あとからの申し出による対応に苦慮しているところもございます。このことにつきましては、やはりシステムの問題ですので、公共3部で話し合いをしまして検討していきたいというふうに考えております。

○岩下委員 農政企画課ブランド・流通対策室のほうにお聞きしたいのですが、3ページのほう

に、香港、シンガポール、台湾、これのいろいろな主品目、出荷物があるんですけども。かんしょ、養殖ブリ、牛肉というのがありますが、この関税は——例えば、かんしょの場合、香港、シンガポール、台湾、アメリカと出ている。関税のパーセントは大体どれくらいかおわかりでしょうか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 香港における関税はゼロでございます。それで、今回のブリ、かんしょ、牛肉についてもゼロでございます。

シンガポールにつきましても、同様に関税についてはフリーでございますので、ゼロでございます。

あと台湾あたりは関税がございますので、例えば、ちょっと事例で申しますと——済みません、この事例じゃないんですけど、サバの生鮮あたりが25%とか、長いもあたりが、多分野菜が16%だと思うんですけども、牛肉が10%ぐらいと。こういったふうに国によって違いが見られます。

○岩下委員 これがゼロ%ということで、香港、シンガポールがゼロと申しますと、これは、かなりやっぱり東アジア戦略ということになると、かなり魅力的ですね。

○甲斐ブランド・流通対策室長 関税もそうですし、ほかの検疫等のシステムも、香港、シンガポールあたりは、非常に簡便でございますので、我々としては、やはり生鮮野菜、農産物の輸出相手国としては、やはり香港、シンガポールはまずは狙い目になってくるかなというふうに考えております。

○岩下委員 特に、地元、うちのほうでは、かんしょを一生懸命皆さんやっていますんで。それと養殖ブリにいたしましても、恐らく串間は日本一じゃないかと思うんですが、その点ぜひお

力添いをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○横田委員 済みません、畜産振興課にお尋ねします。西米良種雄牛センターができて、リスクが分散できるということで非常によかったなというふうに思っています。直接、西米良種雄牛センターの質問じゃないんですけど、現在の種雄牛が、口蹄疫で生き残った5頭と、最近能力が判明した2頭合わせて7頭ということですが、この7頭の現在のストローの利用状況はどうなっているのでしょうか。例えば、特定の種雄牛に偏っているとか、そういうことにはなっていないのでしょうか。

○押川畜産振興課長 ストローの利用状況についてでございますが、24年度で申し上げますと、福之国、勝平正、秀菊安、美徳国、これはかなり多うございます。ほとんど5,000本から、多いものですと勝平正が1万7,000本ということになります。福之国につきましては、本年といたしますか、25年度からもう出しておりませんので、ほとんど今のところ3頭でかなりの量を賄っているということになるんですが、先ほど御説明しましたように、プラス2頭、特に義美福、今回新しく間検——父親であります福之国がとれなくなるんですけども、これをカバーできるんじゃないかと思われるような成績を出しておりますので、後代検定が出るのはもう少しかかるんですけど、非常にこの辺に期待しております。次の下にあります能力の未判明牛も含めて、何とかカバーしながらやっていけるような計画を今とりながら、次の間検状況を見ている最中でございます。

○横田委員 非常に少ない種雄牛の中で、血が非常に固まってしまうということで、農家も心配されているんです。この32頭、まだ未判明牛

がいるということですけど、この判明時期というのは、どれぐらい、いつになるんでしょうか。

○押川畜産振興課長 申しわけございません。合計あと20頭ほど今いわゆる間接検定を待っている、終了を待っているのがございますが、早いもので、25年の6月中旬に1頭、7月に1頭、8月——あと25年中に合わせまして4頭、あと26年中に残りがほぼ終わるということになりますので、26年度中には、先ほど申し上げました20頭について、間接検定については判明してまいるといってございまして。

○横田委員 そういう20頭の牛とかが成績がよければ、かなり農家も安心されると思いますので、いい結果を期待したいと思います。ありがとうございます。

○前屋敷委員 資料の11、12ページでお願いしたいんですけど、燃油価格の高騰のセーフティーネットの問題ですが。12ページに、四角で囲んである補填額の試算例というのがありますが、これをちょっと説明していただけないでしょうか。

○日高農産園芸課長 12ページの中段から上のところの補填額の試算例でございますけれども、まず、今回のセーフティーネットの事業につきましては、発動基準価格といたしますが、そこに掲げてございますように、リッター当たり88.2円で設定されてございます。その88.2円を上回ったものが、今回のセーフティーネットの補填の対象となるということでございまして、例えばということで、平成25年3月の物価指数に基づきまして、97.8円という全国平均の基準価格となつてございますので、この基準価格——実勢価格97.8円と88.2円という発動基準価格の差の9.6円というものが、今回補填をされるというような試算になるということでございます。

これは、25年の3月期ということで試算されてございますけれども、例えば、2月から4月までが、まず先行分の対象期間となつてございますので、それぞれに算定されて、これが9月以降に支払われるというふうになってございます。

○前屋敷委員 この25年の3月の物価指数ですけど、これと燃油価格との関係はどんなふうに見たらいいんですか。6月でリッター95円というふうになっているんですけど。

○日高農産園芸課長 11ページの表でございませうけれども、これは、県内の経済連を通じまして、農協から農家さんのほうに販売された金額ということでございまして、ここでリッター95円程度となつてございます。12ページのほうの97.8円といたしますのは、先ほど申し上げましたけれども、全国の平均価格というところでもございまして、うちの県がリッター95円というところでもございませうけれども、ほかの県では、さらにそれを上回っている県もあるというふうに見るものかと思われませう。

○前屋敷委員 じゃあ平均価格でこれは計算されて、充当されるということになるんですか。

○日高農産園芸課長 今お話がございましたように、毎月の農業物価指数、全国一律の指数で判断されるということでもございませう。

○前屋敷委員 一応この試算でいくと、リッター当たり9.6円が補填されるという試算のようなんですけど、これで補填されて、農家にとってはどんななんですか、経営上。これでやっつけける金額になるのか。

○日高農産園芸課長 今御指摘されたように、じゃあそれで丸々その燃油高騰分を全部補填されるのかということでもございませうけれども、やはり農家さん方がまず基準で考えておられます

のが、平成17年とか18年とか——いわゆる価格が値上がりする前に比べて、じゃあ今がどうかということでもし判断されるのであれば、それはまだ十分補填されることは多分なかろうというふうには考えております。ただ、現段階でこのように高どまりをする中では、一定基準の価格に比べると、これが入るおかげで補填されるということでは、メリットはあるというふうには考えております。

ただ、御案内のとおり、国と生産者の1対1の負担ということですので、半分負担をして、倍返しで国のほうから補填をいただくというような取り組みになろうかと思ひます。

○前屋敷委員 このセーフティーネットは十分じゃないにしても、一定の助けになるというものだというふうには思ひます。それで、これに農家の皆さんも加入をして初めて——御自分も支出をするといひますか、拠出をして成り立つ制度だと思ひますけど、加入されている状態はどんなですか。

○日高農産園芸課長 5月の末の現在で、国から交付決定をいただいているベースでございませうけれども、参画する農家の戸数ベースで約2,550戸ということでもございまして、県内の例えは施設園芸、それから、施設果樹、こういったものを含めて、かなりの部分の方々が加入されているというふうには認識してあります。

一応県内で年間使用される重油の量といひますのが、約10万キロリッター程度といわれてございませうけれども、そのうちの約75%程度が今回のこのセーフティーネットのほうに加入されてございませうので、まず、高温性の品目を中心に、油をよく使われる品目を中心に加入は進んでいるというふうには考えてございませう。

ただ、御案内のとおり、昨年作は終わりました

たけれども、今年度の、25年作はまだこれからでございますので、推進というものは引き続き図っていききたいというふうに考えてございます。

○前屋敷委員 この囲みの下の米印のところ、6月以降に募集を予定というのがありますが、このところをちょっと説明して——今のつながりだと思わうんですけれども。

○日高農産園芸課長 ここで掲げてございます、この燃油価格高騰緊急対策でございましてけれども、12ページの上から4行目ぐらいの丸印に掲げてございますように、24年補正予算で措置されたものでございます。これは、15カ月予算と書いてございましてけれども、まず、昨年度の2月から今年度の4月までがまず対象の1期分と。それと、あと本格実施ということで、今年度、25年度の12カ月分が措置されているというものでございまして、先ほど御説明申し上げた例えば部分につきましては、24年の先行実施分を含めたものでございます。今後、本格実施ということで、さらに追加というものが可能となつてございまして、その取り組みにつきまして6月以降ということで、6月から7月上旬にかけて募集を現在行っているところでございます。

○前屋敷委員 これで加入される農家の拠出金の支払いについて問題があるという話も聞いてるんですけど、お金がある時期に支払いということになればいいんですが、ちょうど一番農家にとっては困難なときに支払うという問題があつたりしているんですけど。これは、制度上の問題もあるかと思わうんですけど。それと、このセーフティーネット事業そのものの、さっき言った高どまりしたときになかなか出ないといういろんな問題があつたりするんで、その辺はやっぱり制度の改善を、やっぱり農家の立場に立つてどう制度が生きるかという点では、い

ろいろ県からも要望していくことが大事だというふうに思わうんですけど、どんなふうに考えておられますか。

○日高農産園芸課長 委員御指摘にございましたように、この燃油価格の部分につきましては、高どまりというようなものの中で、今後どういうふうに推移していくかわからないというものの中で、まず、やはり価格が上昇し続けているような状況の中では、当然国の中でもこういうような措置をぜひお願いをしたいというふうに考えてございます。あとやはり産地として何をしなければならぬかというふうに考えたときには、この緊急対策の中では、このセーフティーネット対策というものと、もう一つ、ヒートポンプであつたりとか、そういう木質ペレットの暖房機であつたりとか、そういう燃油からの脱却といひますか、こういった取り組みというのも措置されてございます。そちらのほうを活用しながら、やはり、燃油に過度に依存しないような体質というものもつくっていかねばならないというふうに考えておりますので、両方セットで進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、もう一つ、農家の負担の部分でございましてけれども。確かにこれからの時期というのがなかなか農家さんのほうでも、資金的な余裕がないというような場合が想定されまうけれども。こういったときには、例えば、県なりの制度資金の中で、利子がつかないものであつたりとか、こういったものもございまして、こういう例えば経済変動あたりに対応できるような資金とか、運転資金にも活用できるものもございまして、こういったのも活用していただきながら、当面拠出のほうも間に合わせていただくというふうなことも必要かというふうに考

えてございます。

○前屋敷委員 そういうことで、ほかの制度の活用もできるというものがあれば、やっぱり広くやっぱり周知徹底もしていただいで、大いに制度活用を促進させていくという立場が大事なかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○緒嶋委員 今、農産園芸課長が言われたバイオマス暖房機の希望というか、そういうのが芽生えてきているわけですか。これはかなりの初期投資が高くかかるというようなこともあるわけですが、そのあたりはどうですか。方向性は当然、そういう方向に進まなければ燃油がなかなか安くなるというのはちょっと想定もしにくいわけでありますので、ヒートポンプとか、そういうのはどうですか、今のところ。

○日高農産園芸課長 今委員から御指摘のございました、そのヒートポンプなりバイオマスの暖房機の需要の動向ということですが、この事業の中におきましても、ヒートポンプというのが、100件を超えるような方々から応募がございまして、台数でも400台以上の需要となっております。そういうものからしますと、県内の特にマンゴーであったりとか、そういう方々を中心に非常に要望が強くなってきているという状況でございます。

一方、バイオマスの暖房機につきましても、徐々にではございますけれども——御案内のとおり、なかなかペレット、燃料の部分の調達の中で県内調達というのを今苦心しているところでございますけれども、こういったものの体制づくりとあわせて、今後その需要が拡大していくものというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 努力していただきたいと思います。

それと、今度は水産業の関係で、14ページ。経営合理化の関係で、漁船の小型化とか航海日

数の短縮とか、こういうことをすると、燃油も3割削減、魚価も15%アップという、これはいい想定がされておるわけですが、これは、小型化するにはやっぱり投資がいるわけです。船を買いかえろって。これを買いかえるための対策というのは立ててあるわけですか。

○成原水産政策課長 二通り今制度を使っております。一つは、国の、これは研究機関になるんですが、新しい操業の方法を開発するという研究サイドが持っている事業がありまして、これに採択していただいで、船をつくるのは船主さんが投資をしてつくるわけですが、3年程度の間、その研究機関から丸抱えで用船料という形で経費が出されると。ですから、そのリスクを考えると操業ができると。この間に丸抱えの経費という中に、いわゆる減価償却費みたいなものが含まれていますので、船主にとっては非常にありがたいような状況になります。

もう一方は、研究サイドじゃなくて、行政サイドがやっている事業で、もうかる漁業創設支援事業というのがあるわけですが、これも似たような構造で、船主がお金を出して造船をするけれども、3年程度の間は実証期間ということで、行政がそのかかる経費を見ましようという制度がありますので、その制度をフル活用して、私どもは支援をしていきたいというふうに考えております。

もちろん細かな部分については、県単の支援制度をそれにくっつけながら、総合的に支援をしてまいりたいし、現在もしているという状況でございます。

○緒嶋委員 今は大変すばらしい政策というのがあると。実際そういうことで、かなり実績も上がってきておるわけですか。今言われたよう

なことで、小型化するとか、そういう研究とか、行政的には、どういうことですか。

○成原水産政策課長 現在までに実績として上がっているのは、その表の中の上のほうに西沖というふうに書いてあるんですが、カツオ一本釣漁船で、従来は70トン型という船を使っていた部分が——操業区域が、九州の西側と沖縄を含む南西諸島海域、これを中心に操業するタイプの船なんですけれども——これを19トン型に変えて、委員が御指摘のあったような、収益性向上のところ、燃費の3割削減だとか、魚価の向上というところをあわせて収支のバランスがとれないかということで、実証船をつくったんですが、実証的にいうと、もくろみどおり、うまくいったということでありませう。

これを受けて、さらに今2隻、実は先ほど申し上げた行政的支援のほうで建造して、実証を進めているところなんです、これは、いろいろ船の体制自体、乗組員の能力の問題とかいろいろな差がありますので、絵に描いたようにはいきませんが、徐々に実績は上がりつつあるというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 そういうようなすばらしい政策があるわけですので、やっぱりそういう方向に持っていかなことには漁業の振興にもならんのだらうと思いますので、行政の立場からも、やっぱりできるだけ前向きにそういう対策を立てるということは必要だと思いますので、よろしく願います。

それと、(3)の「県北、県中、県南ごとの漁協間の連携等による」という、連携というのはどういう意味を指すわけですか。

○成原水産政策課長 その(3)にも書いてございますけれども、まずは、信用事業統合というところで、単協でやっていた信用事業を信漁

連に統合するというのが一つ大きな柱としてございます。これで、信連が直接貸し付ける、信連に直接預け入れるという関係性になりますが、漁協の職員も使わないと、信漁連のほうも体力がもちませんので、漁協の職員さんに、例えば信漁連の業務を委託するというふうな関係性において、連携を図っていく必要があるということが1点。

それから、市場の問題なんですけれども、市場の統廃合を進めるということがもう一つの柱になっていますが、例えば、小規模な市場を閉鎖して、その水揚げ物は、従来漁協の市場に上げていたものを、近隣の市場に揚げるようなシステム改善をするというようなところがもう一つあります。

この市場の運営についても、我々が今検討を進めているのは、各漁協が、連合体——これはLLPという組織をつくるという形なんですけれども——その連合体をつくって、そこが共同運営をするような形でやっていってはどうかというアイデアで今連携を進めておるところです。

○緒嶋委員 漁協の合併というのはなかなかこれは難しいのかなという気もしますが、また、いろいろと不祥事が起こるといのは、何か小さな漁協で経理を担当が一人でいろいろ長くやって、そういう不祥事が発生したりするとうふうなことも多々あるんです。多々ある。そういうことを考えた場合に、行政としては、漁協の合併等については、どういう姿勢で臨まれるわけですか。

○成原水産政策課長 平成20年前後に、県1漁協構想というのがありまして、それが漁協の反対がありまして成就しなかったという背景がある中で、信用事業の統合というお話を先ほどさせてもらいましたけれども、信用事業に法的な

実施要件というのがありまして、いよいよ漁協の経営が非常に厳しくなってきた中で、信用事業を続けられないという漁協が複数発生したことを受けて、信用事業統合に進んだわけですが、信用事業統合をさきに進めなきゃいけないという事情がまずありました。これで、漁協合併を、複数漁協、あるいは地域の大きな漁協みたいな合併を進めることが優先順位的にできなかったというのが1つあります。

まずはステップとして、信用事業統合を中心としたその連携体をつくろうと。その後、事業連携が進んだ後に、どういう形にしていくかというのは、今後、漁家の皆さんと検討をしていきたいというふうに考えています。先ほど委員から御指摘のあった、コンプライアンス体制、ガバナンスの体制みたいなものについては、私どものアイデアとしては、人事交流という形で、漁連と漁協、信漁連と漁協、漁協間というような人事交流をやって、不祥事の防止というものにはつなげていきたいというふうに考えてございます。

○緒嶋委員 漁協の合併は大変だろうとは思いますが、やはりこういう不祥事があって、漁協そのものが厳しくなるわけです。そういうことを考えた場合にはやはり、さきを見越した政策的なものが必要じゃないかなという気がしますので。これは無理やりということとはとてもできないと思いますけれども、やっぱりそういう必要性というのを、漁民の皆さん方というか、組合員の皆さん方が、認識する必要はかなり出てきておるんじゃないかなと思いますけれども。今のところ、そういう合併の動きというのは余りないということですか。連携とかいろいろ言う言葉の中では。

○成原水産政策課長 各漁協の組合員の皆さん

は、それぞれの多様な意見がございます。経済的にいうと、合理的な姿というのは、やはり県1なり、あるいは県3というような大きな組織体にするつもりだと思いますけれども、機運の醸成といいますか、そちらのほうと、それから合理的な運営体制という2点から、私ども、今後とも漁協の皆さんに指導を徹底していきたいというふうに考えております。

○有岡副委員長 水産政策課長にもう一度関連してお尋ねしますが、13、14ページを見ますと、セーフティーネット構築事業への加入促進をやっていらっしゃるということで、かなり成果が上がっているようですけれども。この数字的なものを見てみますと、例えば95円を超えた部分については、国と漁業者の負担率を3対1に変更されたという状況ですけれども、この95円というのは、現在まだその域に達してないということです。このセーフティーネットがまだ発動されない状況だと。この金額に対して、漁連としてはもっと下げてくれとか、そういう声は出てないのでしょうか。

○成原水産政策課長 国が示した95円というラインについては、先ほど説明いたしましたように、現行制度では国と漁業者の割合が1対1なのを、特別に3という、国が3で漁業者が1という形に、国の負担を多くしますと、95円を超えた部分については、ですから、95円を下回る現状において発動される部分については、国はもちろん出すと、1を出しますということですから、セーフティーネットは発動されて、そこに24年の実績が書いてあるように2億円は出ているわけです、現行の制度でも。しかしながら、委員の御指摘のように、業界の皆さんというか、漁業者の皆さんは、やはり、燃油高騰前というところの、あるいはもう少し基準を下

げたところで発動するような仕組みにしてほしいというのは、御意見としてはあるようでございます。

○有岡副委員長 要望いたしますが、ぜひ501件の加入があるわけですから、今後の将来の絵をこういった方たちと描きながら、共同運営ができるように——そういったシステムにまたなっていけると、また支援するものが生きてくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山下委員長 そのほか何かありませんか。

○緒嶋委員 鳥インフルの抗体が出たという——何か原因があつて抗体が出たということは当然だと思ひているんですが、やっぱり想定されることは何かあるわけですか。それは、原因は明確じゃないにしても、こういうことが考えられるという意味のことは何かありますか。

○西元家畜防疫対策課長 鳥に抗体があつたということは、以前ウイルスに接触したという、ウイルスに感染したということを考えるわけですが、それは、国がもうこれをH5型の抗体と判定しておりますので、恐らくこれまでの間に感染したんだらうということは予測はするわけですが、それ以外の検査で、ウイルスに感染したという結果が出てないものですから、なかなかこちらが予測することと実際とが一致しないというのはございます。

○緒嶋委員 一致しないけど、原因はあるわけですよ、何か。

○西元家畜防疫対策課長 原因というのは、ウイルスがどこから来たんだらうというところが原因だと思ひんです。

○緒嶋委員 どこから来たというどこからというのは、どういうことですか。

○西元家畜防疫対策課長 どこから来たという

のは、現段階で、我々にはもうわからないというのがお答えです。国と協議をしていますが、国のほうも、H5の抗体がなぜここに出たのかということに関しては、専門家の意見を聞くということも言うておりますし、今後さらに検証はされると思ひております。

○緒嶋委員 これは、前の口蹄疫のときもはっきりした原因というか、どういうことで、その都農に出たのかというのもわからんままです。これは、なかなか見えるものではないから、わからんといえば、それはもう当然だと思ひんですけど、やはり、想定されるものはいろいろ専門家の意見を聞きながら——やっぱりそれがわかることによって、また次の対策も当然考えられるわけであるので、そういう努力は続けんといかんのじゃないかなという思ひがするんですけど、そのあたりはどうですか。

○西元家畜防疫対策課長 委員のおっしゃるとおりだと思ひます。鳥インフルエンザの場合は、通常、日本には今インフルエンザはいないと、高病原性、低病原性のインフルエンザはいないとされておりますので、渡り鳥が持ってくるんだらうということは予測されるわけですが、それは、いつ、何どき持ってくるかはわからないものですから、通常の平時の対策といたしまして、我々としても、例えば、防鳥ネットですとか、鶏舎、農場の消毒ですとかにつきましては、日ごろから農家に対して指導はしているということでございます。

○山下委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって農政水産部の審査を終了したいと思います。御苦勞さ

暫時休憩いたします。

午後 3 時25分休憩

午後 3 時40分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、採決を行うこととし、再開時刻を13時30分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後 3 時40分散会

平成25年 6 月 20 日 (木曜日)

午後1 時30分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 博 三
副 委 員 長	有 岡 浩 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	高 橋 透
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 一括でよろしいですね。それでは、そのように諮ります。

それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第9号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか2件については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1 時31分休憩

午後1 時43分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1 時44分休憩

午後1 時53分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

7月24日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査につきましては、8月20日から22日にかけて実施することとし、調査先・調査テーマ等については、先ほど賜りました御意

平成25年 6月20日(木)

見を踏まえて、詳細につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時55分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三

